

(愛媛県報平成 30 年 10 月 26 日第 3022 号外 1 別記)

行政監査結果報告書

— 税外債権の適正化と効率化 —



平成 30 年 9 月
愛媛県監査委員

目 次

はじめに	5
第1 行政監査の概要	
1 監査の趣旨	6
2 監査のテーマ	6
3 監査テーマの選定理由	6
4 監査対象機関	7
5 監査実施機関	7
6 監査実施方法	7
7 監査の着眼点	8
第2 債権の分類	
1 債権分類の考え方	9
2 監査対象債権の分類	9
3 公債権・私債権の管理	10
第3 税外未収債権の状況	
A 全体	13
B 一般会計	
1 未収債権の現状	14
2 発生年度別内訳	14
3 債権の性質別分類	14
C 特別会計	
1 未収債権の現状	15
2 発生年度別内訳	16
3 債権別未収金	16
D 企業会計	
1 病院未収金の現状	17
2 医業未収金の現年・過年度別割合	17
3 不納欠損処理の状況	18
第4 監査の結果	
1 債権管理体制等	19
2 年度別未収債権の状況	22
3 ステージ別未収債権の状況	23
4 時効完成債権の状況	25
5 不納欠損処理の状況	27
6 個別債権の監査結果	
・生活保護費戻入金	29
・生活安定資金貸付金	34
・看護職員修学資金貸付金	39
・児童扶養手当返還金	42
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	47

・子ども療育センター利用料金	52
・児童福祉施設入所措置費負担金	56
・林業改善資金貸付金	59
・沿岸漁業改善資金貸付金	62
・住宅貸付料	65
・住宅貸付損害金	70
・愛媛県奨学資金貸付金	72
・地域改善対策高等学校等奨学奨励費貸付金	76
・病院未収金	79
・放置違反金・延滞金	87
第5 監査意見	
1 意識改革の徹底	89
2 債権管理簿の整備	90
3 時効管理の徹底	91
4 法的措置の実施	92
5 業務委託の推進	94
6 債権管理体制の強化	95
7 債権管理条例制定の検討	96
おわりに	100

はじめに

自治体の債権管理については、地方自治法、同施行令の規定に加え、各種の行政法規や民法、商法等の民事実体法、条例その他の法令に基づき適正に行わなければならない。

しかしながら、債権管理の基本法である地方自治法等の規定は、法的性格の異なる公債権と私債権を同一の規律で捉えており、債権管理の方法や時効制度において複雑で分かりにくいのが実情である。

このため、各自治体においては共通の債権管理マニュアルを作成し、実務の手引書として活用しており、本県においても平成23年4月に「愛媛県債権管理マニュアル」を策定している。

債権管理に係る住民訴訟事件での最高裁判所の判決（平成16年4月23日）によると、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」と判示しており、債権管理の適正化とは、法律による行政原理に則り、自治法等の規定に従って債権管理を行うことを意味している。

このようなことから、法令等に基づく債権管理は極めて重要であるが、そのためには、職員の債権管理知識やノウハウを蓄積し、債権回収の強化を図る一方、長期間にわたり回収困難債権を管理し続けることによる人的・財的資源の非効率化の見直しも検討する必要がある。

今般、当該マニュアルの作成後7年を経過したことから債権管理の実態を詳しく把握し、適正を欠く点があればその原因を追究した上で、見直しの方向性を示すこととする。



第1 行政監査の概要

1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、監査委員が必要と認めるときに実施するもので、行政事務全般について、最小の経費で最大の効果を上げているかについて、経済性、効率性、有効性の観点で監査を行う。

2 監査のテーマ

税外債権の適正化と効率化

3 監査テーマの選定理由

地方財政の厳しい中にあって、歳入の確保に努めなければならないが、平成29年度決算によると、履行期限の到来している税外未収金は、一般会計が8億4600万円、特別会計が7億2700万円、企業会計（病院）が4億6000万円となっており、全体で約20億円の未収債権がある。

また、自治体の債権管理においては、最高裁の判決（平成16年4月23日）により、原則として地方自治体の長にその行使又は不行使についての裁量はないとされ、地方自治法等の法令に従って債権管理を行うことが要求されている。仮に債権管理を怠ると県民から損害を補填する必要な措置を講じるよう住民監査請求がなされ、なお是正されない場合は住民訴訟で損害賠償を請求される恐れがある。

このため、税外未収金に係る債権管理が地方自治法、同施行令等に基づいて適正に執行されているかどうか、また、平成23年4月に策定した債権管理マニュアルに則った処理が行われているかどうか等について、詳しく分析・検証し今後の債権管理に役立てることとする。

最高裁判所平成16年4月23日判決（東京都はみだし自動販売機事件）

「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」

4 監査対象機関

平成29年度決算で未収金となっているもののうち、100万円以上の残高のある債権を所管する機関。(ただし、単発的に発生したもの除去。)

図表1 監査対象債権

債権名	監査対象機関
生活保護費戻入金	東・中・南予局地域福祉課（室） 保健福祉課
生活安定資金貸付金	保健福祉課
看護職員修学資金貸付金	医療対策課
児童扶養手当返還金	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	東・中・南予局地域福祉課
子ども療育センター利用料金	子ども療育センター
児童福祉施設入所措置費負担金	東・南予子ども女性支援センター 福祉総合支援センター 子育て支援課 障がい福祉課
林業改善資金貸付金	林業政策課
沿岸漁業改善資金貸付金	漁政課
住宅貸付料	東・中・南予局建設部（土木事務所） 建築住宅課
住宅貸付料損害金	建築住宅課
愛媛県奨学資金貸付金	教育総務課
地域改善対策高等学校等奨学奨励費貸付金	人権教育課
病院未収金	県立病院課
放置違反金・延滞金	警察本部交通指導課

5 監査実施期間

平成30年1月～平成30年9月

6 監査実施方法

事前に必要な資料を監査調書として徴求し、定期監査の中で特別事項として位置付けて実施した。

なお、監査の参考とするため、必要に応じ先進県に対し、外部委託の状況や債権管理条例の制定について調査を行った。

【監査調書（事前徴求資料）】

- ①債権管理体制、②年度別未収債権、③ステージ別未収債権
- ④未収債権種類別状況表、⑤最近6ヶ年の不納欠損状況

7 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、県の債権管理マニュアルに沿った取り組みがなされているかどうかを主眼とし、具体的には次の事項を着眼点とした。

(1) 債権管理体制は適切か

債権を管理する体制として、人員配置や組織の関与など内部統制のとれた体制となっているか。また、基本台帳である「債権管理簿」が整備されているか。

(2) 督促、催告等は適正に行われているか

督促状は、延滞発生後タイムリーに送付しているか。また、催告書の発送や納入交渉等が適正に実施・記録されているか。

(3) 長期延滞債権について、財産調査等を実施しているか

延滞発生後、相当期間経過したにもかかわらず支払いのないものについては、法的措置を前提とする財産調査を実施しているか。

(4) 消滅時効の管理は適正か

消滅時効の中止措置を適切に実施し、安易に消滅時効が完成していないか。

(5) 連帯保証人等への請求を行っているか

連帯保証人を徴している債権については、当該連帯保証人への請求を行っているか。

(6) 強制執行手続きを実施しているか

相当期間経過してもなお支払いのない者については、地方自治法等の規定に基づき適切に強制執行を実施しているか。

(7) 不納欠損処分は適正に行われているか 等

回収不能と判断した債権については、適切に不納欠損処分を行っているか。

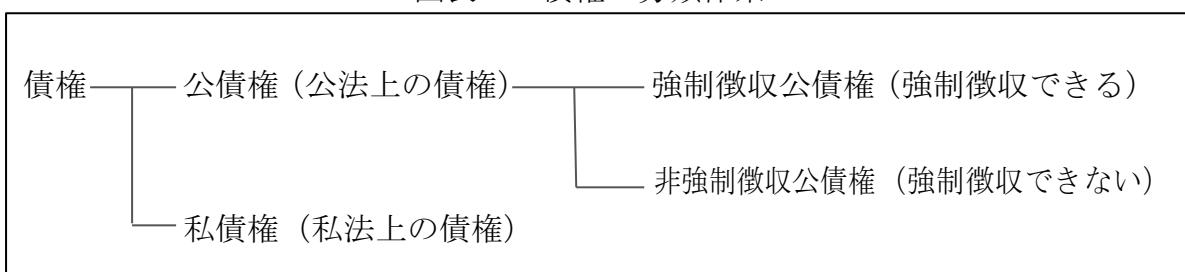


第2 債権の分類

1 債権分類の考え方

自治体の債権は、図表2のとおり公法上の債権と私法上の債権に判別され、一般的には公法上の原因に基づいて発生する債権は「公債権」、私法上の原因に基づいて発生する債権は「私債権」とされているが、公法、私法の判別については、裁判例、学説ではその定義は定まっておらず、個々の実態を十分に考慮した上で判断しなければならない。また、公債権は、その債権の性質により、地方公共団体が強制徴収できる公債権と強制徴収できない公債権に区分できる。

図表2 債権の分類体系



2 監査対象債権の分類

監査対象とした図表1の債権は、上記の判断に基づいて判別した結果、図表3のとおり分類されている。

図表3 監査対象債権の債権分類

債権名	分類	消滅時効
生活保護費戻入金	非強制徴収公債権	5年
生活安定資金貸付金	私債権	10年
看護職員修学資金貸付金	私債権	10年
児童扶養手当返還金	非強制徴収公債権	5年
母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	10年
子ども療育センター利用料金	私債権	10年
児童福祉施設入所措置費負担金	強制徴収公債権	5年
林業改善資金貸付金	私債権	5年
沿岸漁業改善資金貸付金	私債権	10年
住宅貸付料	非強制徴収公債権 ※但し、私債権との判例もある。	5年
住宅貸付料損害金	私債権	10年
愛媛県奨学資金貸付金	私債権	10年
地域改善対策高等学校等奨学奨励費貸付金	私債権	10年
病院未収金	私債権	3年
放置違反金・延滞金	強制徴収公債権	5年

3 公債権・私債権の管理

自治体債権を公債権と私債権に分類する理由は、次の事項において、その管理手法が大きく異なってくるからである。

①督促の根拠規定

公債権の督促の根拠規定は、自治法第231条の3第1項であるが、私債権の場合は、自治法施行令第171条である。

地方自治法第231条の3第1項（公債権）

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令第171条（私債権）

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

②督促手数料・延滞金と遅延損害金

公債権の場合は、条例に基づいて督促手数料・延滞金を徴収できるが、私債権の場合は、約定利率がなくても遅延損害金を請求できる。

自治法第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

民法第419条第1項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

民法第404条

利息を生ずべき債権について、別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

商法第514条

商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

③過誤納金の還付と返還

公債権の場合は、地方税の還付の例により過去5年間分を還付することになるが、私債権の場合は、不当利得として過去10年間分を返還するようになる。

自治法第 231 条の 3 第 4 項

第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

地方税法第 17 条（過誤納金の還付）

地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

民法第 703 条

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

④所在不明者等に対する送達

公債権の場合は自治体の掲示板に掲示する公示送達ができるが、私債権の場合は、民事訴訟法により裁判所が公示送達を行う。

自治法第 231 条の 3 第 4 項

第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

地方税法第 20 条の 2 第 2 項

公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

民法第 98 条第 2 項

前項（注：相手方不明等）の公示は、公示送達に関する民事訴訟法の規定に従い、・・・行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示することを命じることができる。

⑤法的措置

公債権のうち、強制徴収公債権は自力執行権を有しており、地方税の滞納処分の例に従い強制徴収できる。また、財産調査についても同様に調査権を有している。非強制徴収公債権及び私債権については、一般の債権と同様に裁判所の関与のもと強制執行を行うが、財産調査の権限は有していない。

⑥消滅時効

公債権の場合は、消滅時効期間は 5 年でありかつ相手方の「援用」は要

せずに債権は消滅する。私債権は、債権ごとに時効期間は異なり、相手方が「援用」することで債権は消滅する。

自治法第 236 条

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

民法（抜粋）

（時効の援用）

第 145 条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判することができない。

（債権等の消滅時効）

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

注) これ以外に、短期消滅時効の規定により、5 年、3 年、2 年、1 年がある。

商法（抜粋）

（商事消滅時効）

第 522 条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に 5 年間より短い期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

第3 税外未収債権の状況

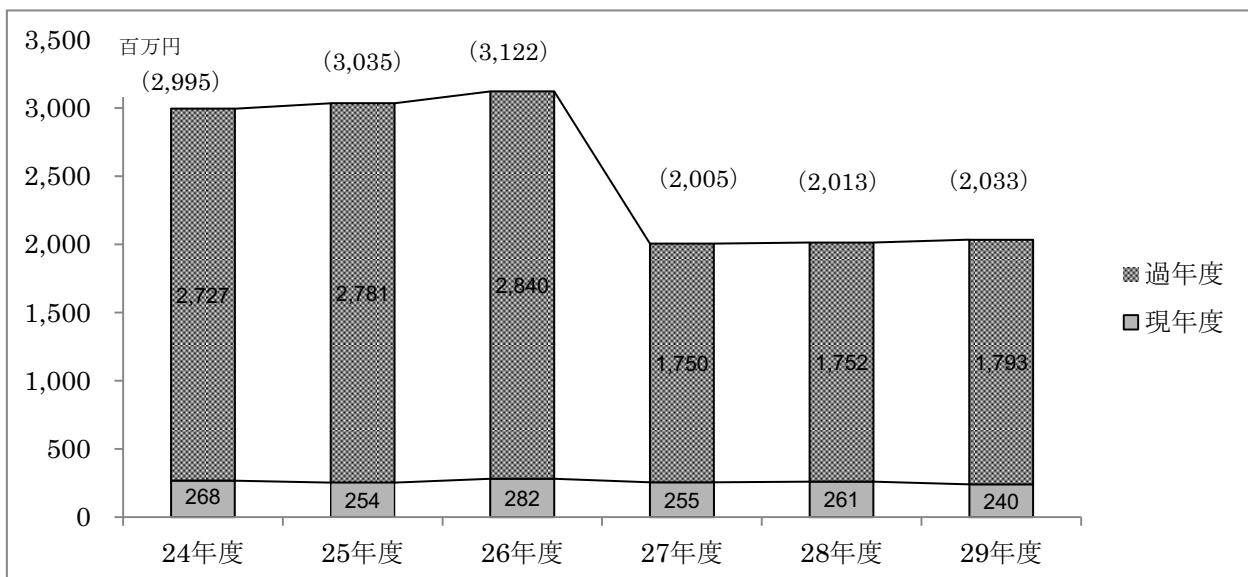
A 全体

1 未収債権の推移

一般会計、特別会計、企業会計のすべての未収債権を決算数値で示したのが、図表4であり、近年は概ね20億円程度で推移しており、その多くは過年度未収金である。

なお、平成27年度に大幅に減少しているのは、法人向けの大口案件を不納欠損処理したためである。

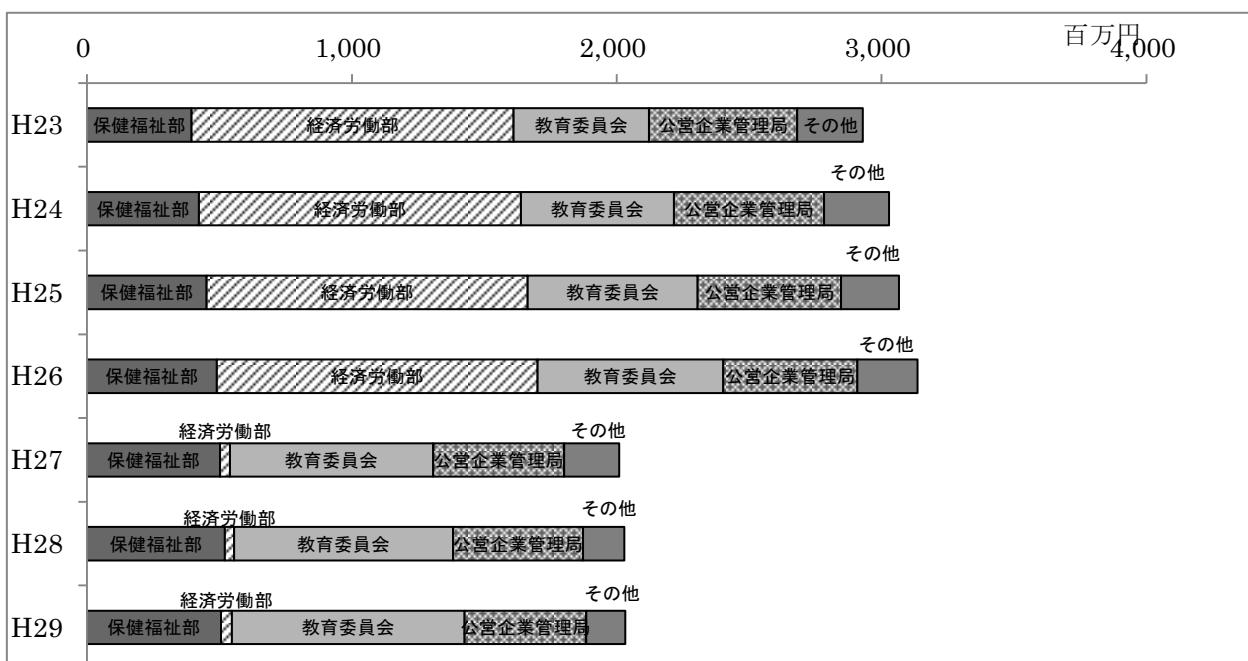
図表4 未収債権の推移



2 部局別未収債権の推移

部局別の未収債権は、図表5のとおり平成26年度までは経済労働部が多かったが、現在は、多い順で教育委員会、公営企業管理局、保健福祉部の3つで大半を占めている。

図表5 部局別未収債権



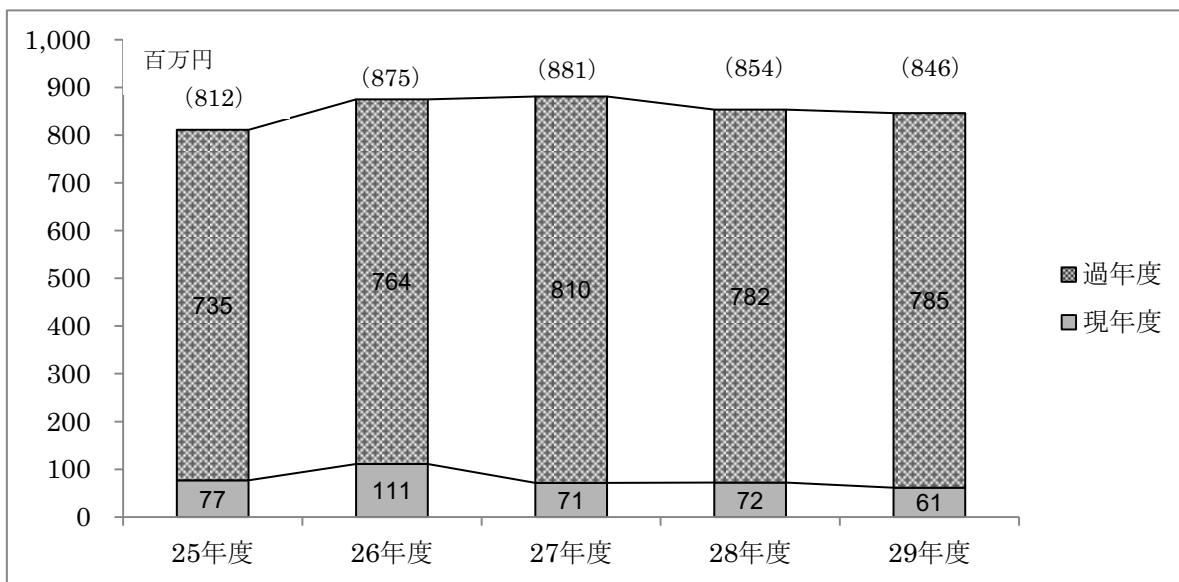
B 一般会計

1 未収債権の現状

県全体の平成29年度末の税外債権の未収金は、図表6のとおり、約8億4600万円であり、うち過年度未収金が9割を超えている。

なお、近年は緩やかな減少傾向にある。

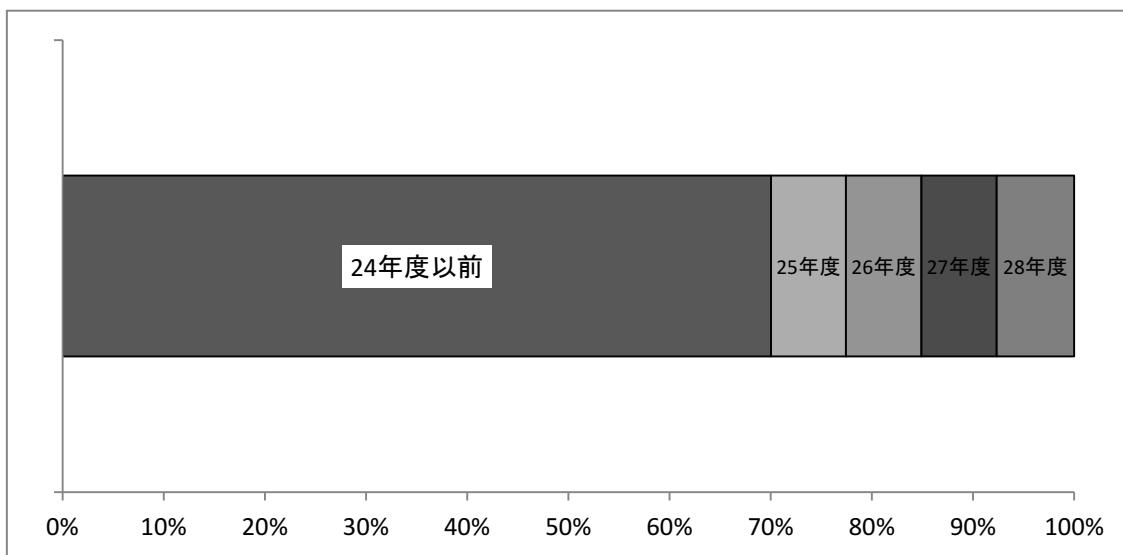
図表6 一般会計の未収債権



2 発生年度別内訳

平成29年度末の過年度未収債権（7億8500万円）をその発生年度別にみると、図表7のとおり平成24年度以前の古い債権が7割を占めている。

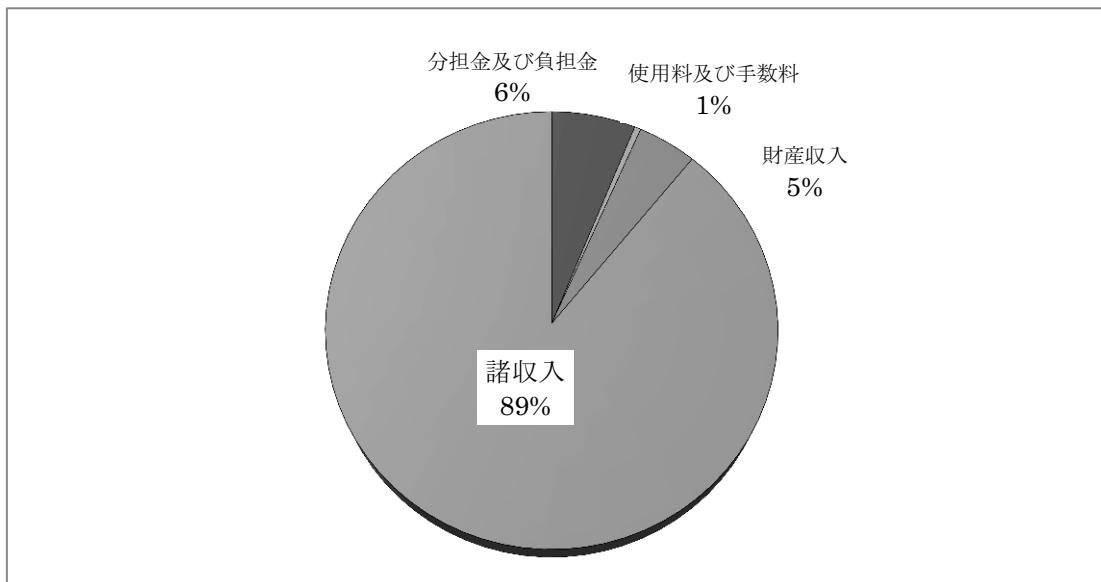
図表7 過年度未収金の発生年度



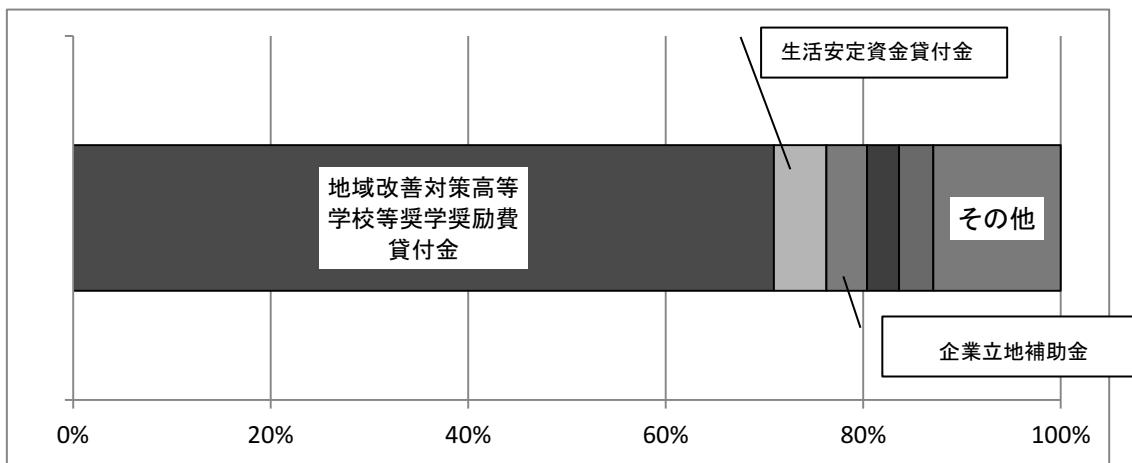
3 債権の性質別分類

一般会計の未収債権を性質別に分類すると図表8のとおり「諸収入」が約9割を占めている。また、「諸収入」の内訳をみると図表9のとおり教育委員会所管の「地域改善対策高等学校等奨学奨励費貸付金」が約7割占めている。

図表8 未収債権の性質別分類



図表9 「諸収入」 の内訳



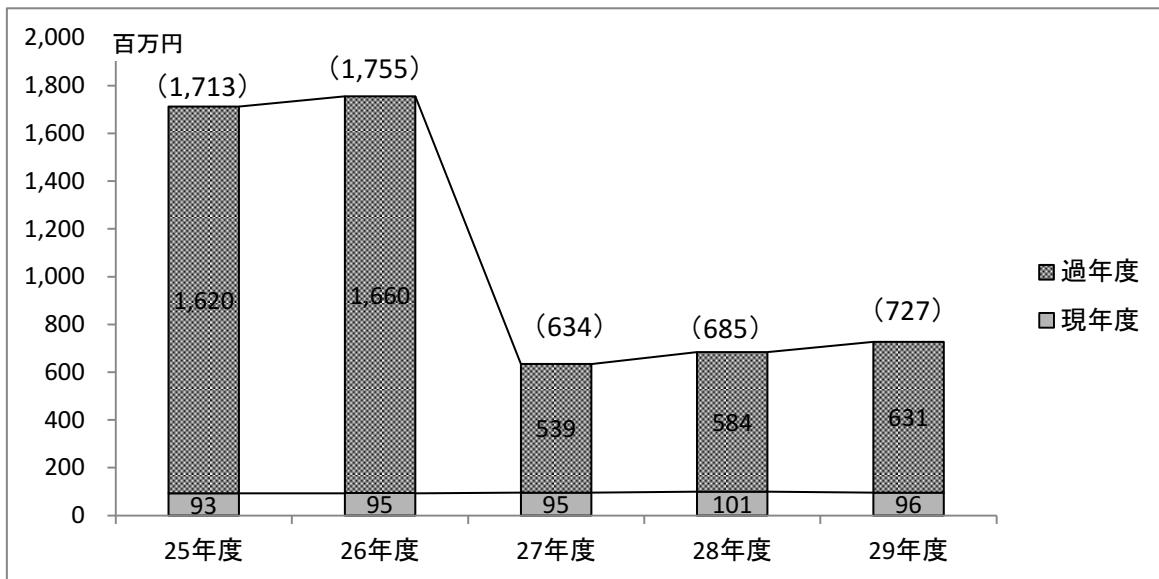
C 特別会計

1 未収債権の現状

平成29年度末の税外債権の未収金状況は図表10のとおり、約7億2700万円に上っており、このうち87%が過年度の未収金である。

なお、27年度に大幅に減少しているのは、法人向けの大口未収債権を不納欠損処理したためである。

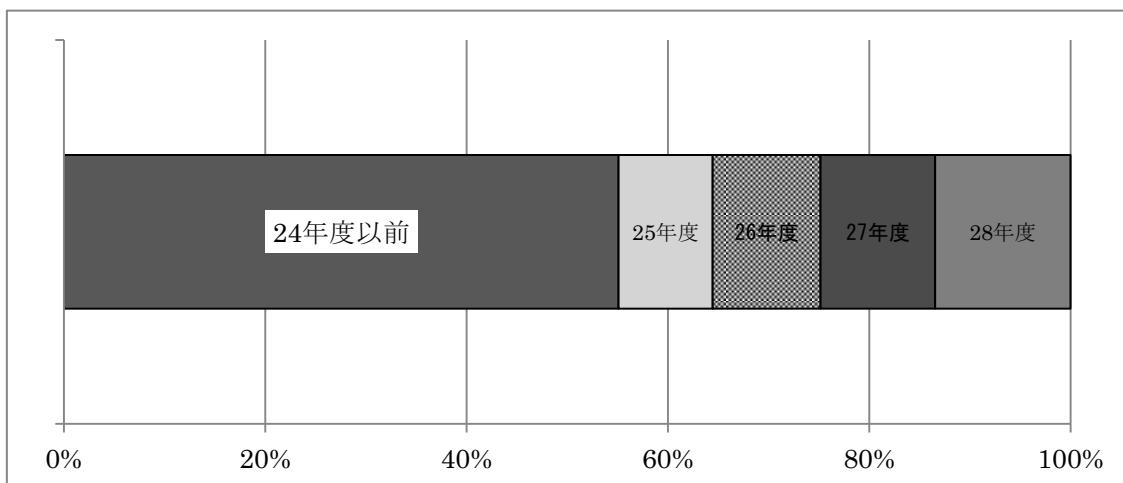
図表10 特別会計の未収債権



2 発生年度別内訳

平成29年度末の未収債権をその発生年度別にみると、図表11のとおり平成24年度以前の債権が約55%を占めている。

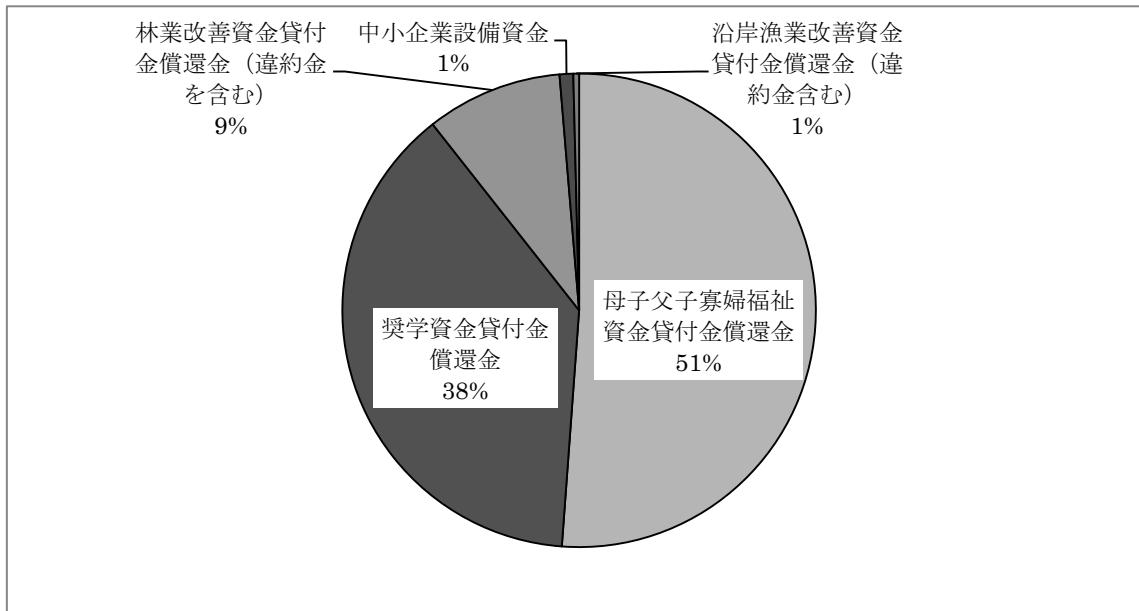
図表11 過年度未収金の発生年度



3 債権別未収金

特別会計の未収債権は、すべて「貸付金」であり、その内容は図表12のとおり、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金」、「奨学資金貸付金償還金」の二つで全体の約9割を占めている。

図表12 貸付債権の種類

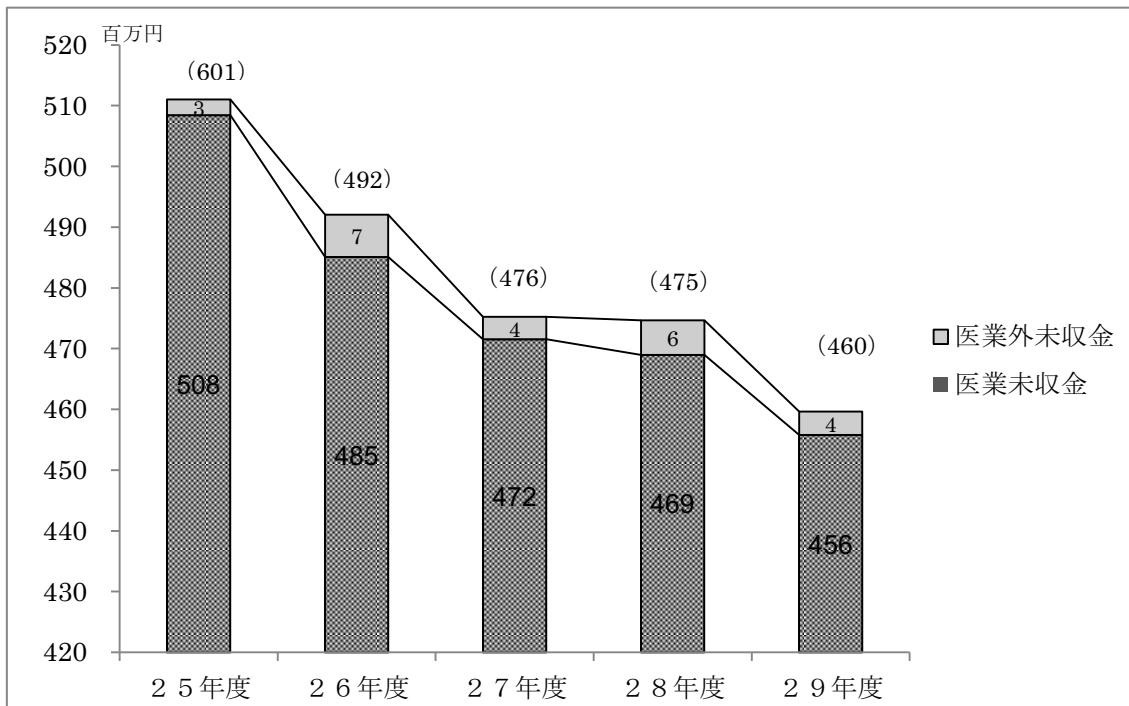


D 企業会計

1 病院未収金の現状

県立病院全体の平成29年度末の病院未収金は図表13のとおり、約4億6000万円に上っているが年々減少傾向にある。これは債権回収を民間に委託していることや不納欠損処理が促進されていることによる。

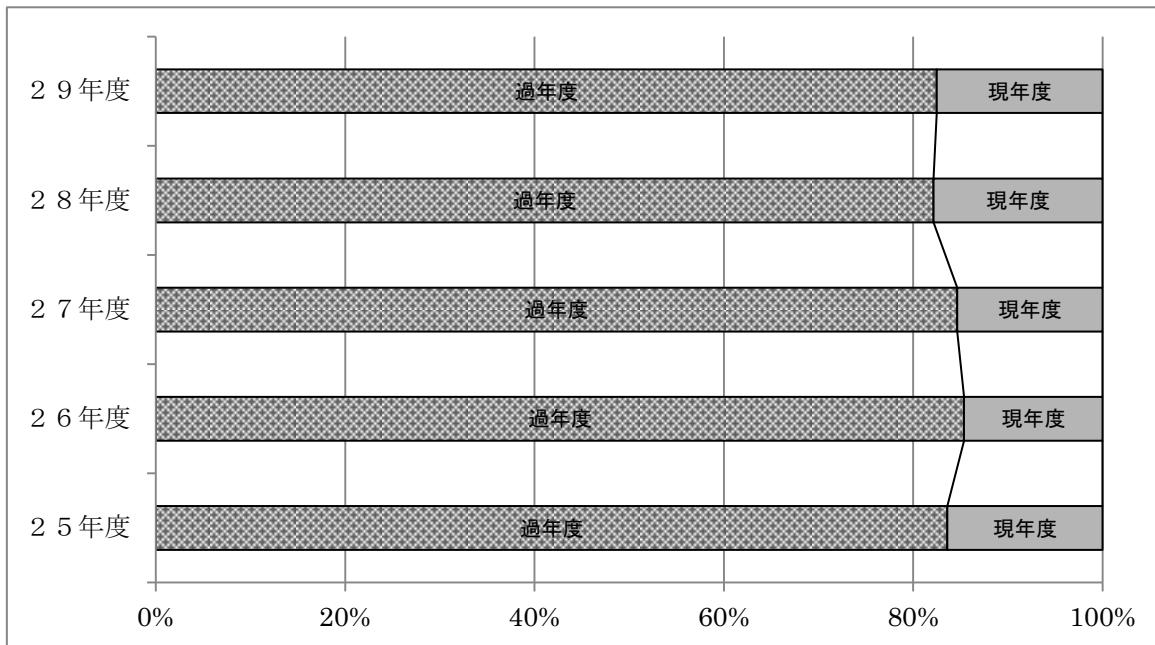
図表13 病院未収金の現状



2 医業未収金の現年・過年度別割合

病院未収金の大半を占める「医業未収金」について、現年度と滞納繰越分の割合をみると図表14のとおり、過年度未収金が8割を超えていている。

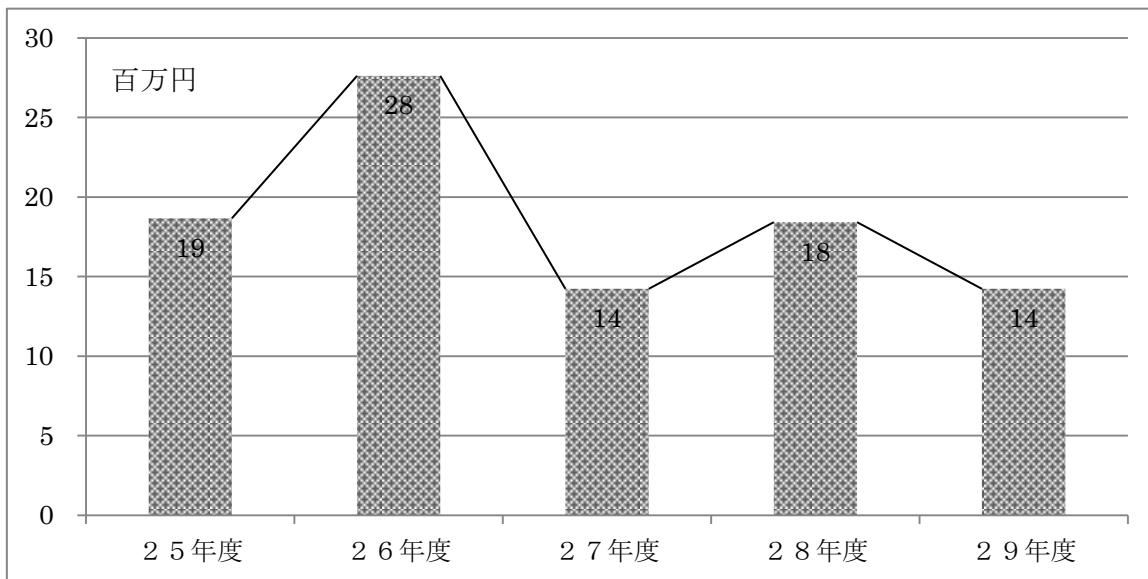
図表14 現年・過年度別未収金割合



3 不納欠損処理の状況

病院事業未収金の権利放棄基準に基づき、不納欠損処理を行っており、近年の状況は図表15のとおりである。

図表15 不納欠損処理の状況



第4 監査の結果

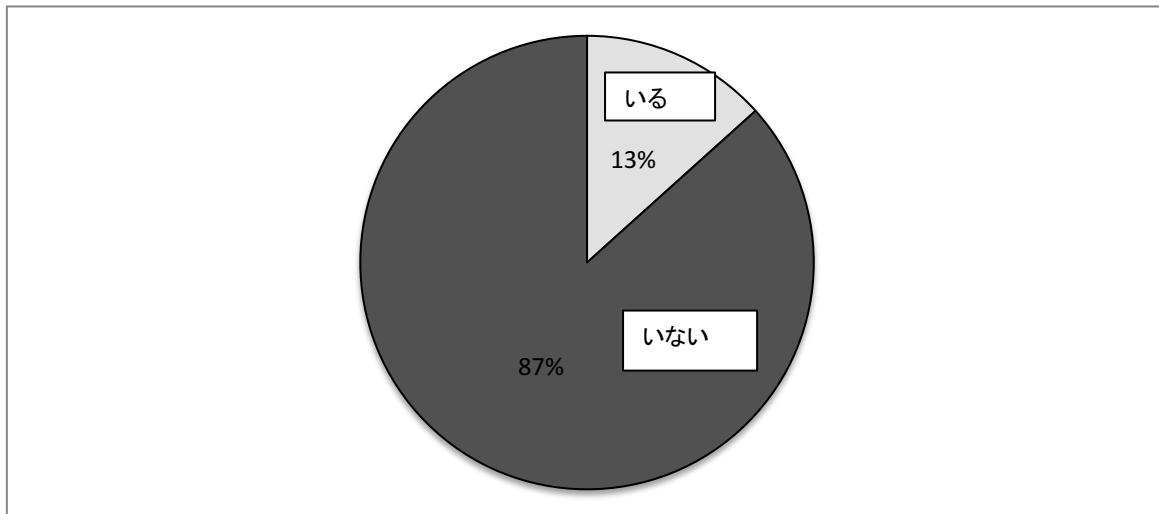
税外未収債権のうち、残高が100万円以上の債権（単発に発生したものを除く）を対象に監査を行った結果は、次のとおりである。

1 債権管理体制等

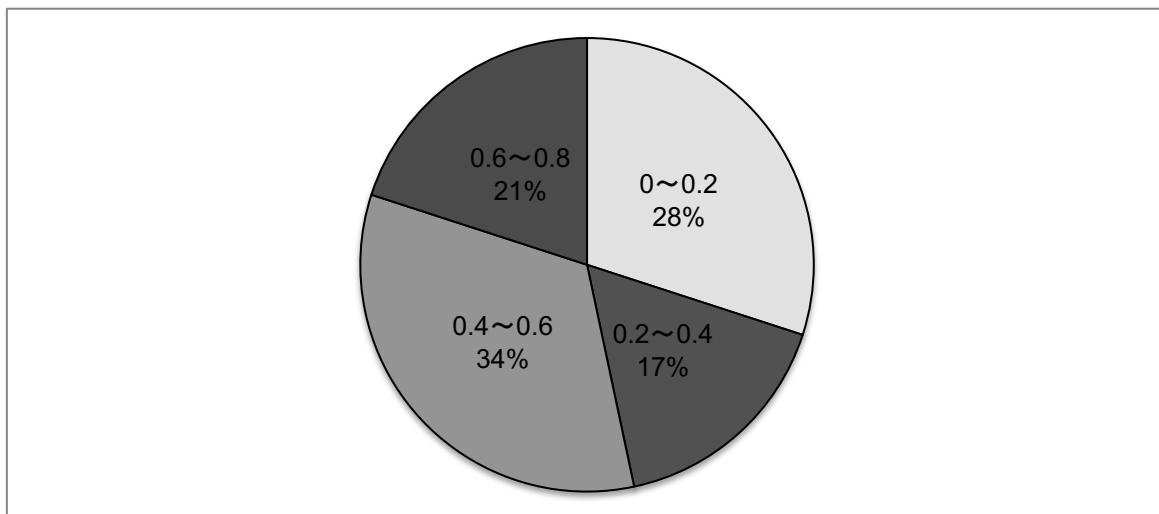
(1) 債権管理専任職員

専任職員の有無については、図表16のとおり、87%が兼務となっており、その人役は図表16のとおり、0.4～0.6人役が34%、0.2人役以下が28%となっている。

図表16 債権管理専任職員



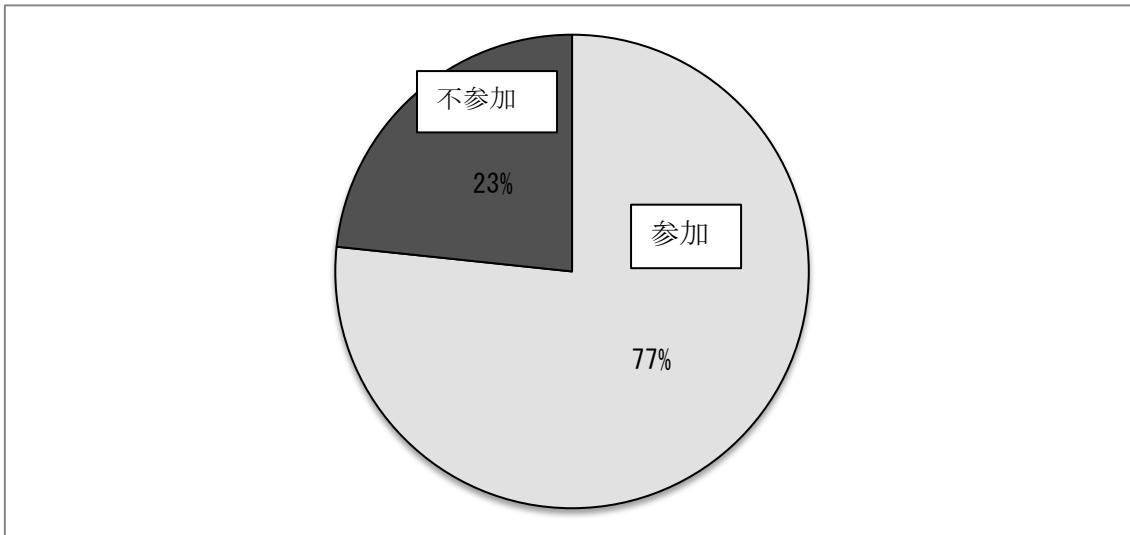
図表17 兼務の人役



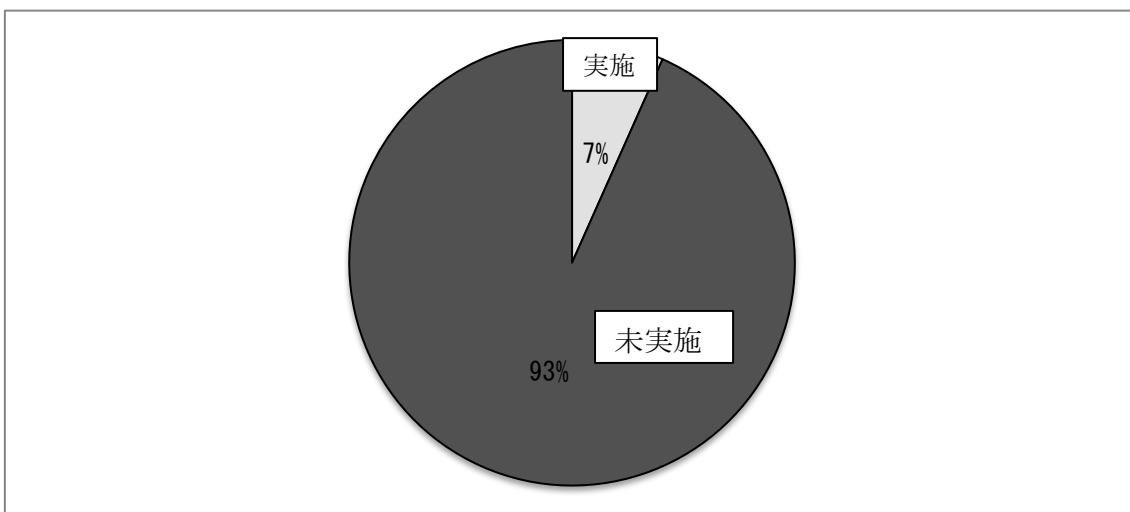
(2) 職員の能力向上策

債権管理の研修会については、図表18のとおり多くの職場において参加しているが、一方、職場内での研修（OJT）は図表19のとおり、ほとんど実施されていない。

図表18 研修会等への参加



図表19 職場内研修

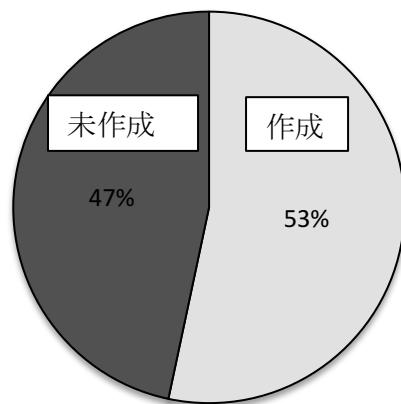


(3) 実践的なマニュアルの作成

職場内で、実務の手引きとなる実践的なマニュアルを作成しているのは、図表20のとおり53%の事業所である。



図表20 マニュアルの作成

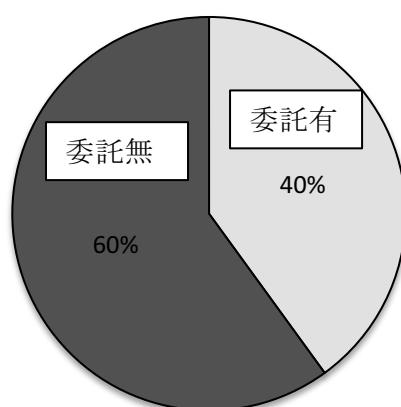


(4) 民間委託の有無

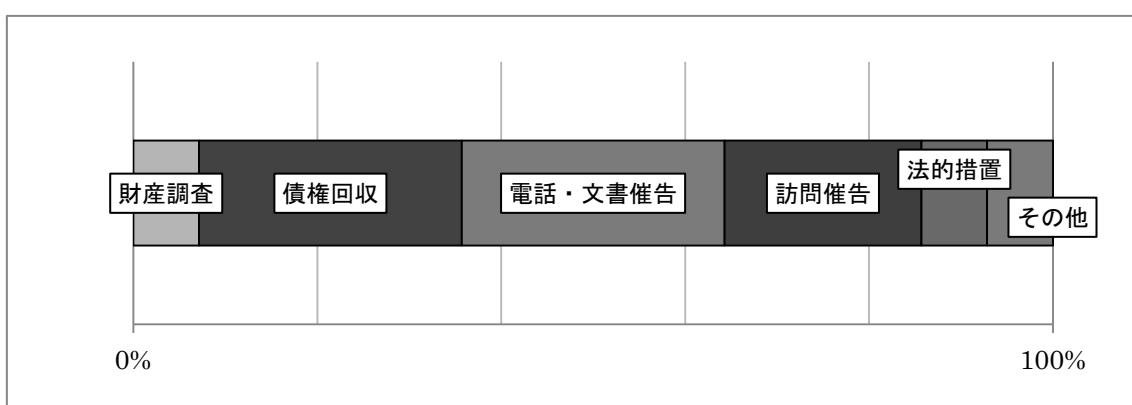
債権の回収を民間委託している事業所は、図表21のとおり40%あるが、債権別では「病院未収金」、「住宅貸付料」、「沿岸漁業改善資金貸付金」、「愛媛県奨学資金貸付金（30年度～）」の4債権に過ぎない。

また、委託内容については、図表22のとおり「債権回収」、「電話・文書催告」、「訪問催告」で7割を占めており、「法的措置」はほとんどなされていない。

図表21 民間委託の有無



図表22 委託の内容

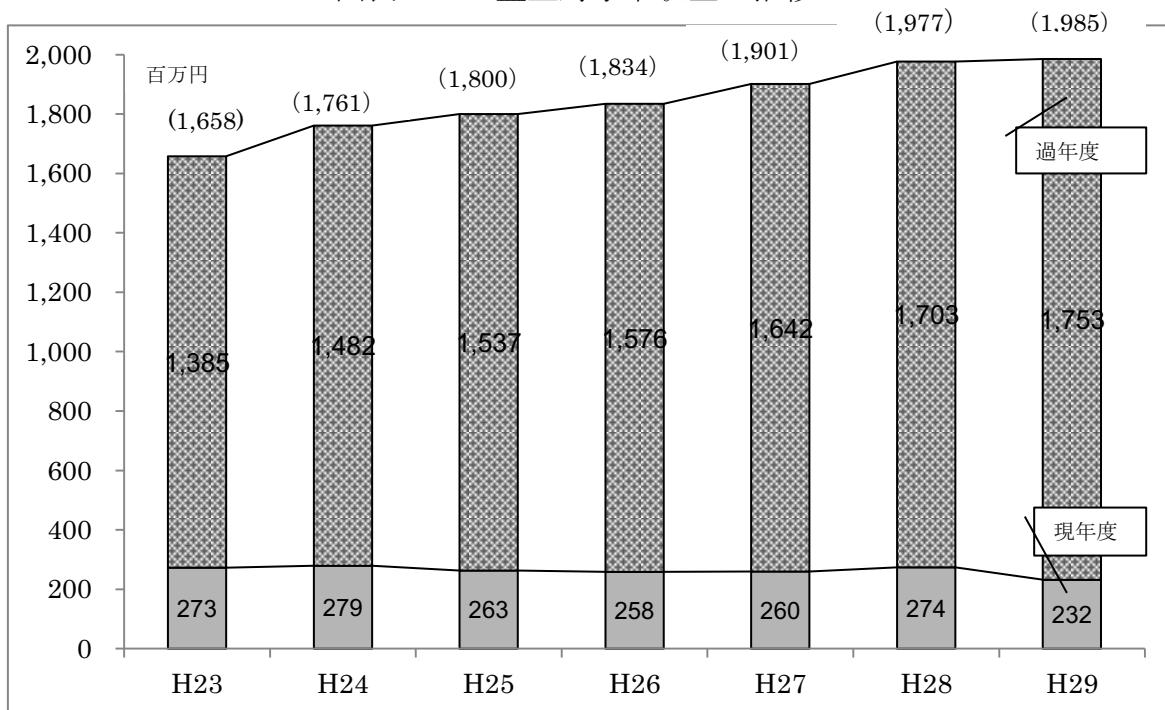


2 年度別未収債権の状況

(1) 現年度・過年度別未収債権

監査の対象とした未収債権について、現年度と過年度に区分してその推移を見ると、図表23のとおり、全体では増加傾向にあり、かつ過年度分が圧倒的に多くなっている。

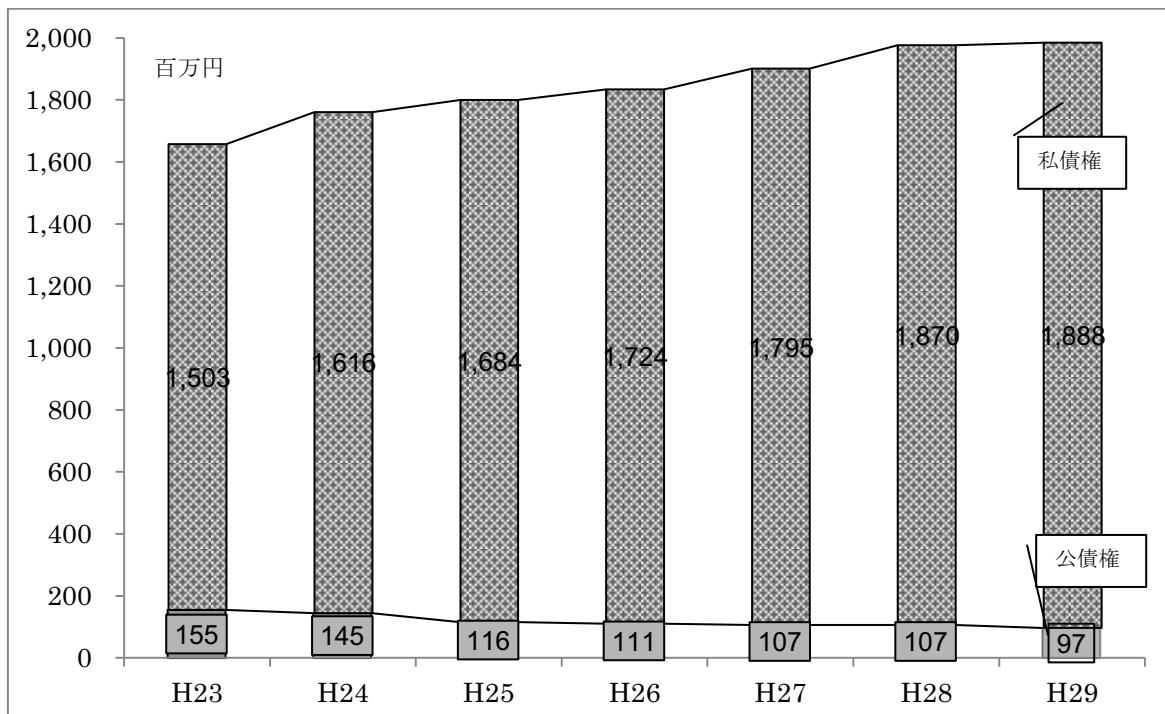
図表23 監査対象未収金の推移



(2) 債権種類別未収債権

未収債権を公債権と私債権に区分してその残高の推移をみると、図表24のとおり、圧倒的に私債権の残高が多くなっている。

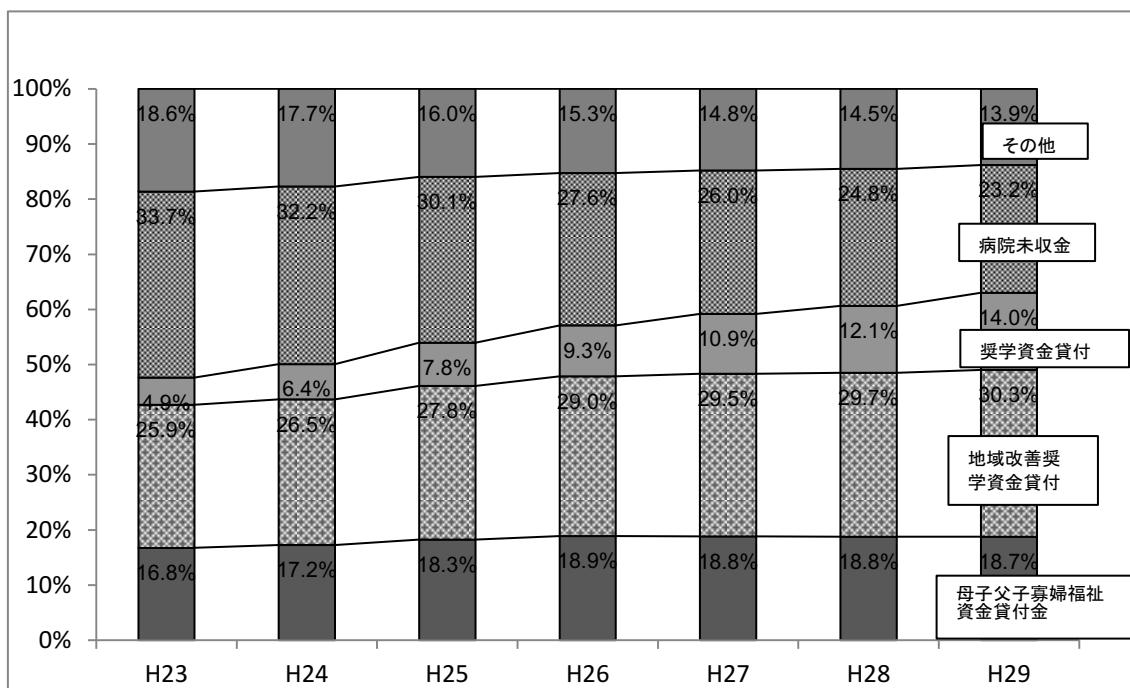
図表24 債権種類別未収残高



(3) 債権別未収債権の推移

債権別の未収債権をみると、図表25のとおり「地域改善対策高等学校等奨学奨励費貸付金」、「病院未収金」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金」、「愛媛県奨学資金貸付金償還金」の4つの債権でもって、全体の85%を占めている。

図表25 債権別未収債権の推移



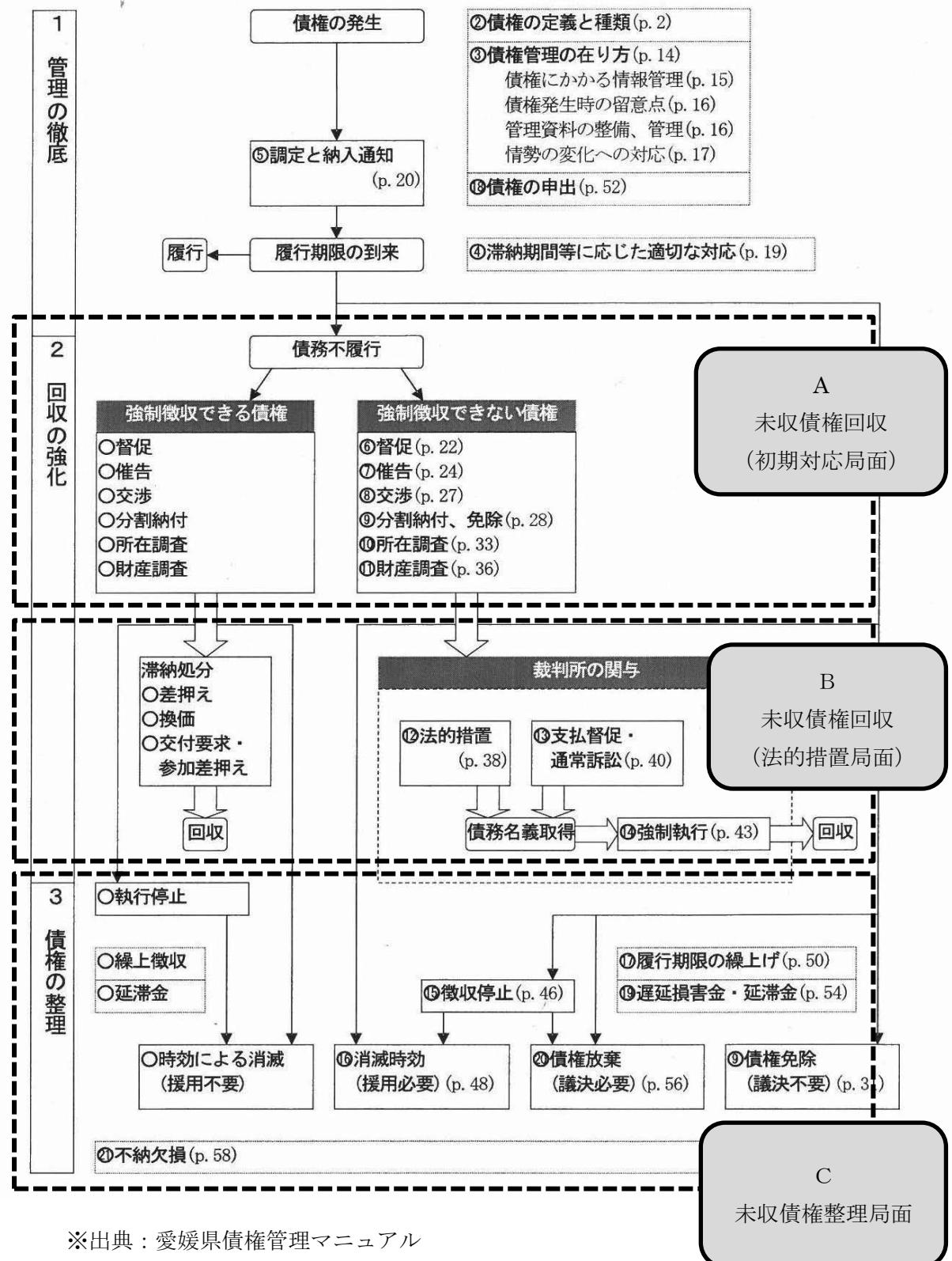
3 ステージ別未収債権の状況

愛媛県債権管理マニュアルでは、債権の発生から消滅までの流れを図表26のとおり図示し、それぞれの段階において法令等に則り処理することを求めている。今回の監査では、この未収債権のステージをA：初期対応局面、B：法的措置局面、C：整理局面の3つに区分して、現在の未収債権がどのステージに位置しているかを調査した結果、図表27のとおり初期対応局面が74%、法的措置局面が4%、債権整理局面が22%となっており、法的措置局面の未収金は非常に少ない。ただし、未収債権の多くが過年度債権であることを考慮すると、初期対応局面から法的措置局面以降への移行が進んでいないことの表れとも考えられる。

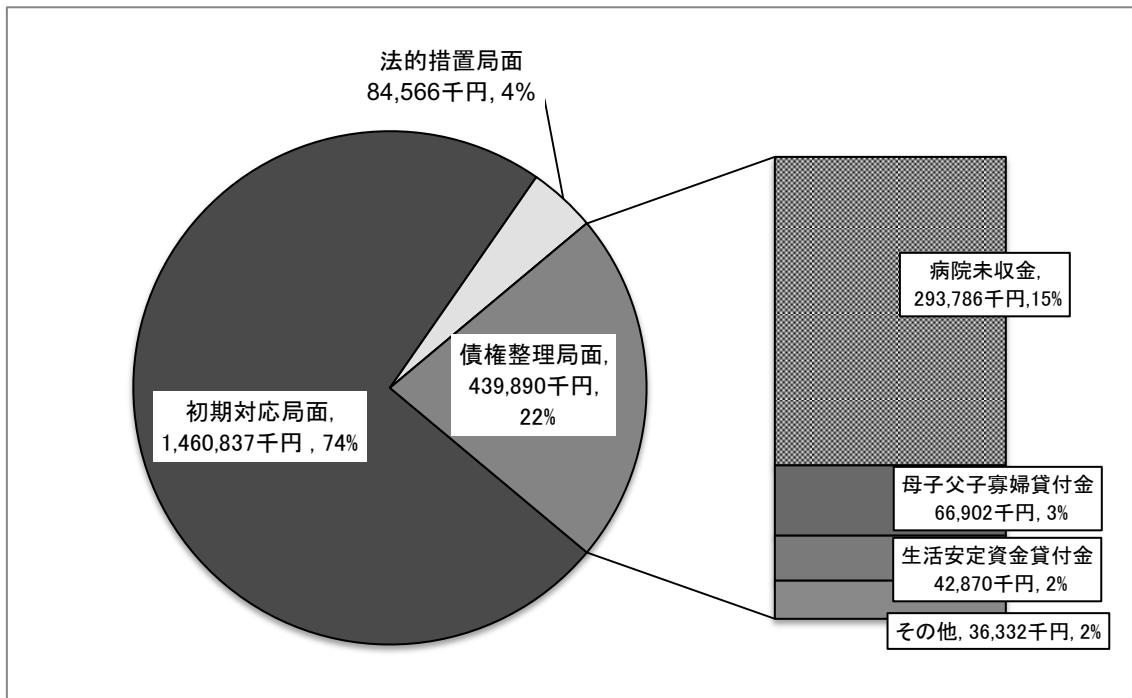
なお、債権整理局面にある債権の内訳をみると、「病院未収金」が多くを占めている。



図表26 債権管理の事務の流れ



図表 2 7 ステージ別未収債権額

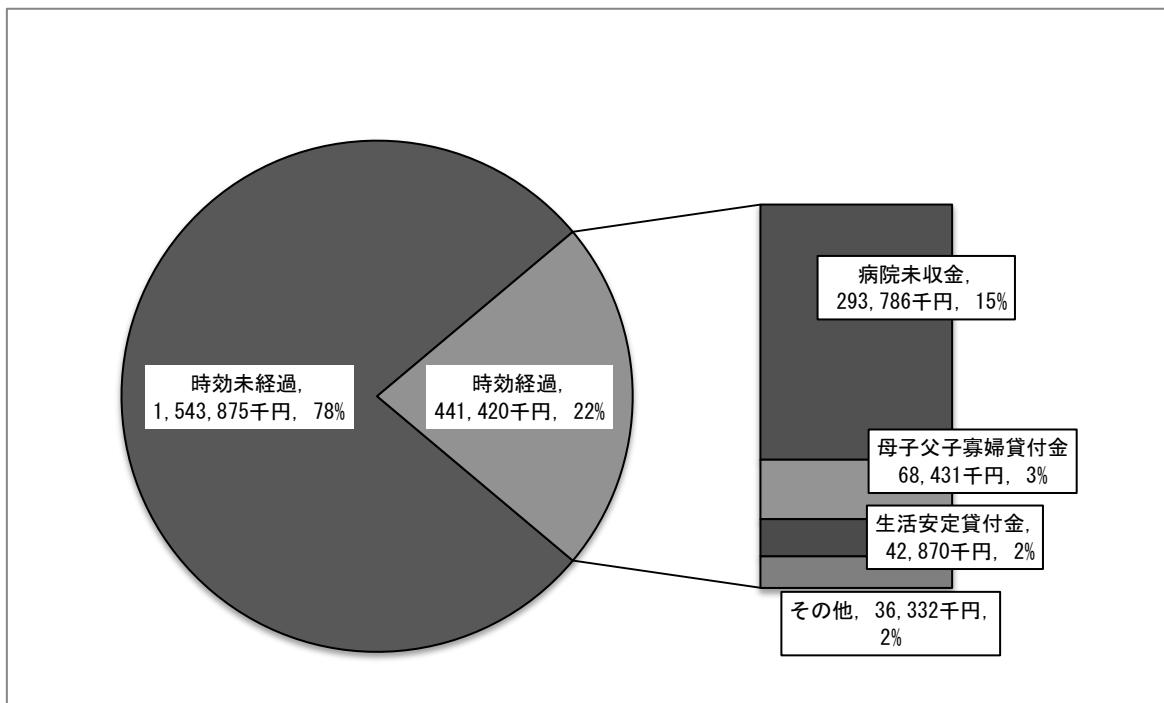


4 時効完成債権の状況

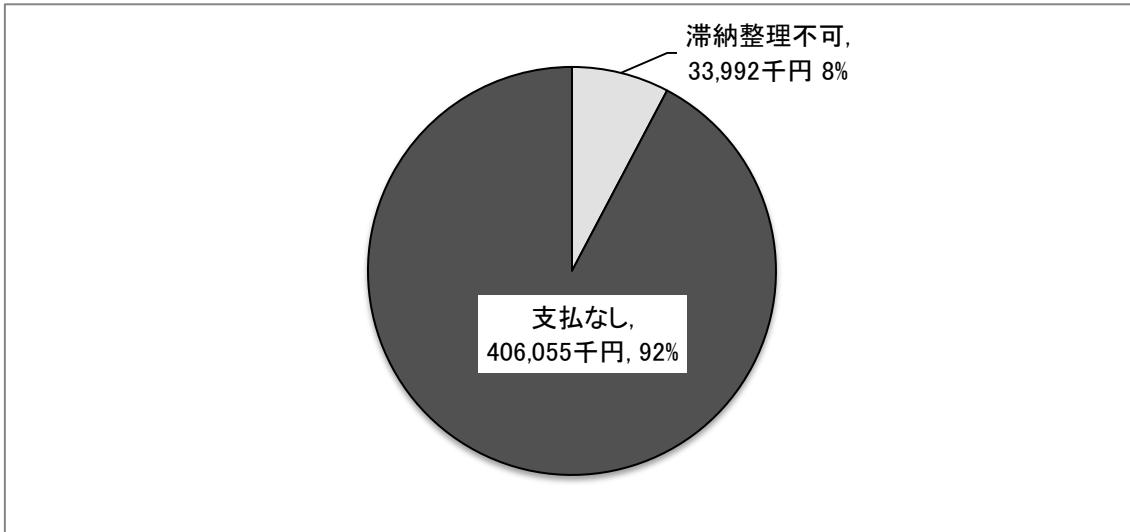
既に時効が完成している債権が図表 2 8 のとおり、約 4 億 4 0 0 0 万円認められた。これらの債権は時効の援用があれば債権が消滅するものであり、かつ実質的に法的措置もできない債権であるので、回収は極めて困難である。

なお、時効の完成に至った原因については、図表 2 9 のとおり 8 % が書類等が不明のため滞納整理ができなくなっているほか、支払のない要因としては、図表 3 0 のとおり多くが原因不明である。

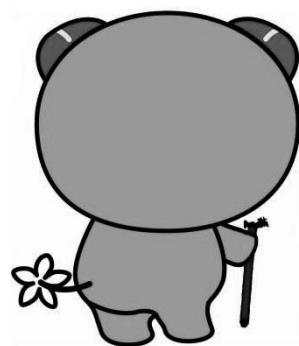
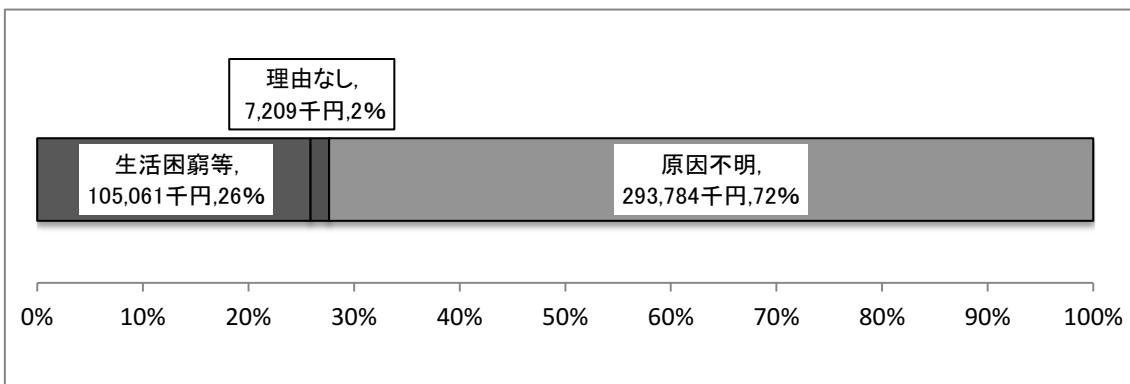
図表 2 8 時効完成債権



図表29 時効完成の原因



図表30 支払のない要因

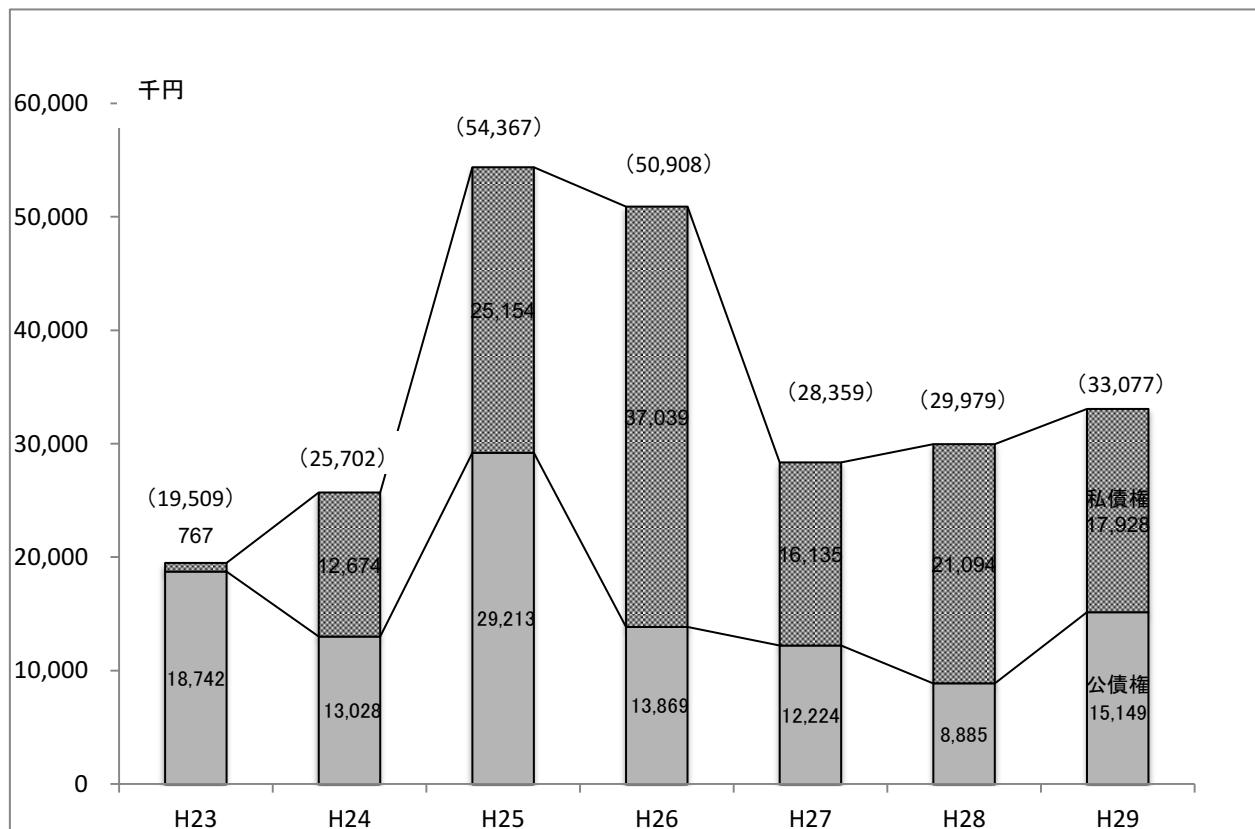


5 不納欠損処理の状況

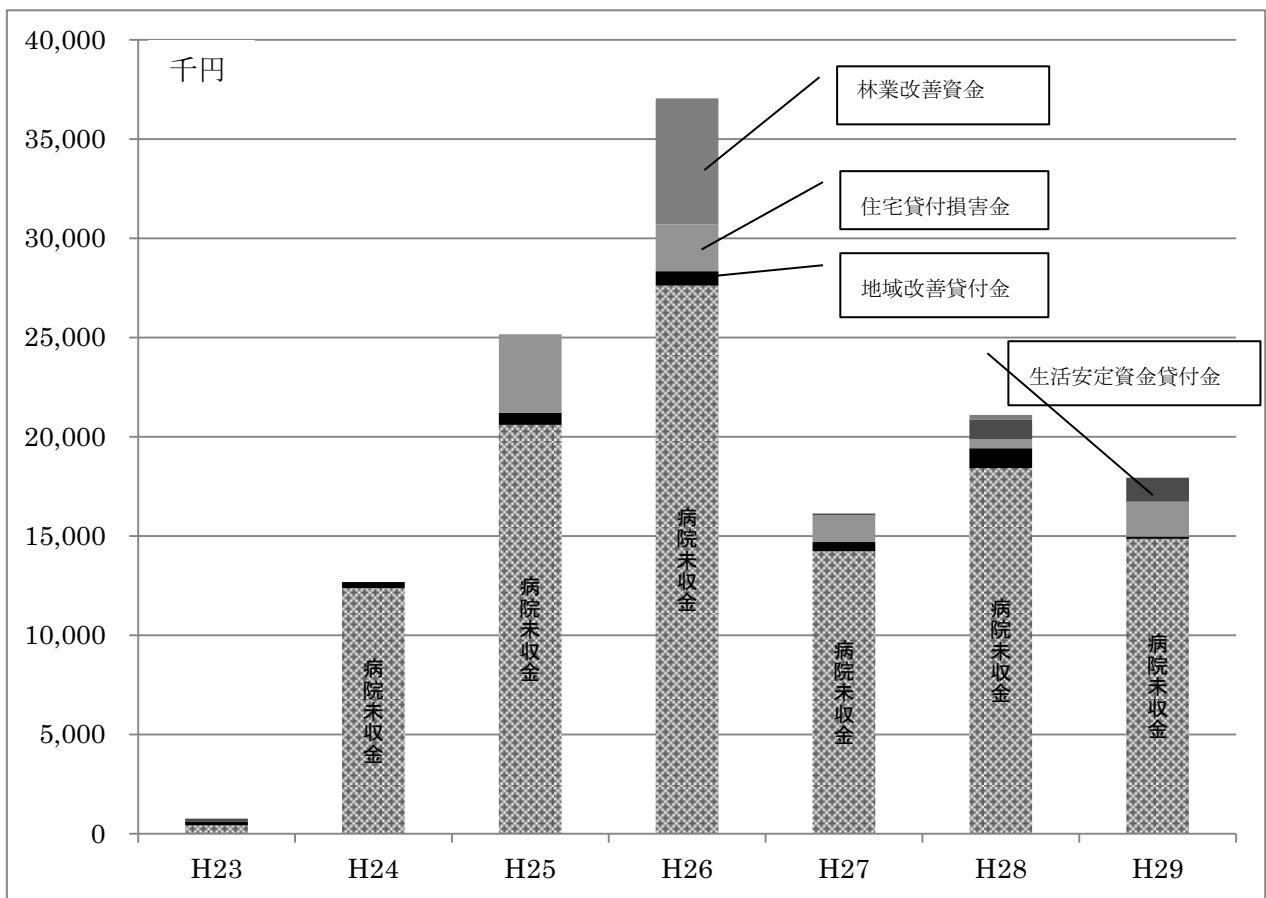
最近6ヶ年の不納欠損の状況を公債権と私債権とに区別したものが図表3-1であり、年度によってバラツキはあるものの、近年は概ね3000万円程度で推移しており、債権種類の推移をみると私債権の割合が大きくなっている。

なお、私債権のうち不納欠損額の大きい債権を年度別にみると図表3-2のとおり「病院未収金」が圧倒的に多くなっている。

図表3-1 不納欠損額（公債権+私債権）



図表3 2 不納欠損状況（私債権）



6 個別債権の監査結果

【生活保護費戻入金】

(1) 主務課

保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課

(2) 債権の内容

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や不実の申請、不正な手段により保護を受けた場合等に支給した生活保護費を返還してもらう債権。

(3) 債権区分

公債権（非強制徴収・消滅時効5年）

(4) 根拠法令

生活保護法63条、78条

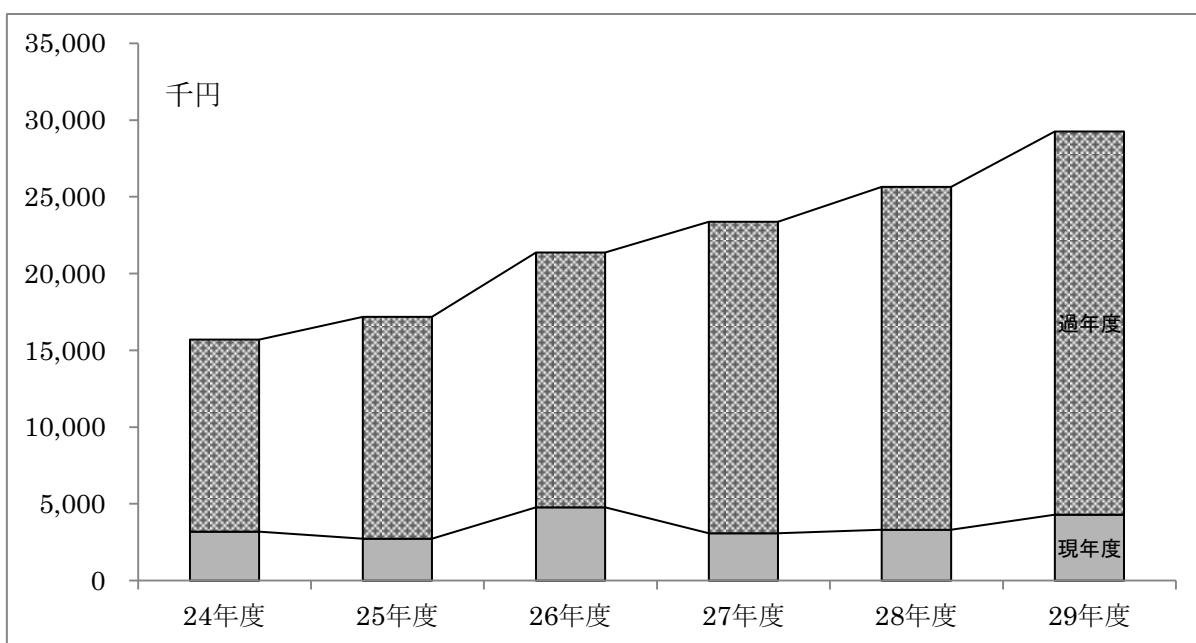
(5) 未収金の状況

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	3,202	2,736	4,787	3,099	3,312	4,297
過年度	12,500	14,456	16,591	20,281	22,337	24,972
計	15,703	17,192	21,378	23,381	25,650	29,269

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①時効管理の徹底

当該債権の時効は5年であるが、適切に時効の中止措置がなされなかつたため、既に消滅時効の完成している債権が33件（人）、8,335千円あった。

当該債権は公債権であるため消滅時効期間の5年が経過すれば回収することができなくなるため、時効管理を適切に行う必要がある。

なお、時効完成の債権については、速やかに不納欠損処理を行うこと。

消滅時効完成債権（29年度末）

担当機関	件数（人）	金額（円）
南予地方局	7	4,088,348
〃 八幡浜支局	5	675,965
中予地方局	21	3,571,686
東予地方局	0	0
合計	33	8,335,999

愛媛県会計規則（抜粋）

（不納欠損）

第33条

（2）消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき（債権が法律の規定により債務者の援用を要しないで消滅するものであるときは、消滅時効が完成したとき。）

②債権管理簿の整備

個人別の債権台帳で管理しているが、交渉記録が記入されていないものや督促状の発送日の記入のないもの等、債権管理簿としては不十分なものがあった。債権管理簿の不備は、債務者に対する適宜適切な督促等の活動を困難にするとともに、訴訟等の法的措置をとる際の証拠不足の原因にもなるので、適正に管理しておく必要がある。

③本庁所管課の指導

本庁所管課においては、毎年度、現場での指導監査を実施しているが、現場では統一的な取り扱いがなされていない。当該債権は、毎年度反復継続して発生する性格の債権であることから、本庁所管課において、基本的な債権管理方法についてのマニュアルを作成するなど、指導を強化すべきである。

④財産調査の実施

督促や催告を行ってもなお支払いのない場合は、強制執行を実施する必要があり、その前提となる財産調査を実施しなければならない。ただし、本債権の性質上、債務者の支払能力が乏しいことは容易に想像できるので、このような場合は、総務省通知にあるように本人の同意を前提に自治体の有して

いる税務情報を関係機関が共有することで、生活困窮者の再建に役立てるべきである。（別添資料参照）

地方自治法施行令

（強制執行等）

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（1）担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

（2）債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものも含む。）については、強制執行の手続きをとること。

（3）前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。



総 行 政 第 29 号
総 税 市 第 11 号
平成23年3月3日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

については、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。
- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当 市町村税課	
	水野住民税企画専門官
	黒川住民税第一係長
TEL	03-5253-5669

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消
- ・
- ・

【生活安定資金貸付金償還金】

(1) 主務課

保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課

(2) 債権の内容

低所得者及び社会福祉施設の入所者の生活安定を図るため、無利子で貸付けている生活安定資金及び事業資金に係る償還債権。

※新規貸付は平成16年度で終了しており、現在は債権回収のみ実施している。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効10年）

(4) 根拠法令

愛媛県生活安定福祉基金条例（廃止）

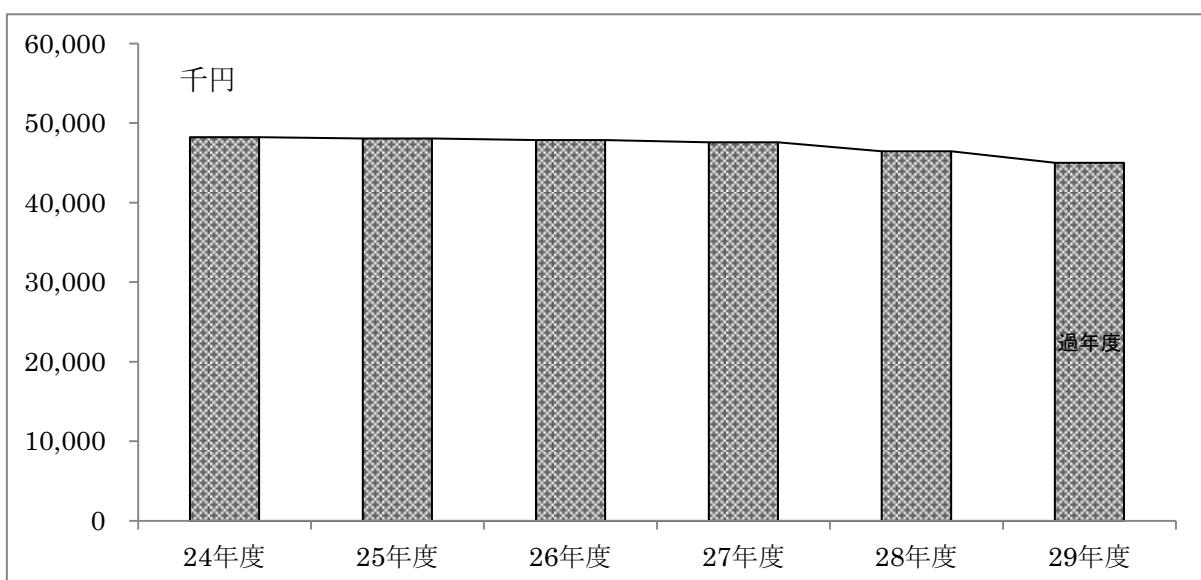
愛媛県生活安定資金貸付規則（廃止）

(5) 未収金の状況

（単位：千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	0	0	0	0	0	0
過年度	48,250	48,098	47,869	47,603	46,457	45,025
計	48,250	48,098	47,869	47,603	46,457	45,025

注) 各年度決算値



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①債権管理体制

平成16年度までは、愛媛県生活安定福祉基金条例第6条の規定により、貸付に関する事務を市町が処理することになっており、実際そのようにしていたが、同年度でもって新規貸付を終了するのに併せ条例は廃止された。

その後は、明確な根拠はないものの市町に対し協力要請という形で同様に対応してもらっているが、県の債権として県が主体となった管理体制を構築すべきである。

愛媛県生活安定福祉基金条例（抜粋）

（市町が処理する貸付事務）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、安定資金の貸付けに関する事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。

地方自治法（抜粋）

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

②時効管理の徹底

貸付残高のうち、473件（人）、42,870千円は、既に時効が完成しているが、これは、貸付残高の実に95%を占めている。このような債権は、時効の援用があれば回収できなくなる債権であり、債権管理を市町に依頼していたとしても、県の債権である以上、時効の中止など、時効の管理を徹底する必要がある。

なお、債務者の知識が十分でなく、時効の援用のなされない状況において、一部の回収をもって債務の承認とみなすことはできない旨の判決があるので、慎重な対応が望まれる。

民法（抜粋）

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- （1）請求
- （2）差押え、仮差押え又は仮処分
- （3）承認

平成 24 年 10 月 15 日 宇都宮簡裁判決

時効完成後の原告（債権者）の行動は、被告（債務者）が時効制度等に無知であること、一括払いの請求に対して多くの多重債務者が分割払いの申出をするとともに僅かな金銭を支払うことによりその場をしのごうとする心理状態にあることを利用し、被告がこのような申出をした場合には、一括払いの請求を維持しつつも弁済方法について再考を促して分割返済に応じてもらえるかもしれないとの期待を与えて申出に係る僅かな金銭を受領することにより一部弁済の実績を残すこと、その後被告に分割弁済の申出をさせることにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことを意図したものであると認められる。

③延滞金の調定及び免除

愛媛県生活安定資金貸付規則では、正当な理由がなく貸付期間が満了する日までに償還金を支払わなかったときは、年 7.75% の延滞利子を徴することになっているが、延滞金が発生しているにもかかわらず、調定を行わずかつ延滞金を一切徴していない。約定どおり償還期限に支払っている者との公平性を担保する意味からも調定のうえ適切に徴収されたい。

愛媛県生活安定資金貸付規則（抜粋）

（延滞利子）

第 9 条 借受人は、正当な理由がなく貸付期間が満了する日までに償還金を支払わなかったときは、当該満了日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還金につき年 7.75 パーセントの割合で計算した額の延滞利子を支払わなければならない。

地方自治法（抜粋）

（歳入の方法）

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

愛媛県会計規則（抜粋）

第10条 歳入徴収者は、歳入の徴収をしようとするときは、納入の通知前に調定をしなければならない。

2 歳入徴収者は、次の各号に掲げるとときは、前項の規定にかかわらず、歳入の納入以後に調定をすることができる。

- (1) 納入の通知を要しない歳入についてその歳入が確定したとき。
- (2) 第17条第2項の規定による歳入が納付されたとき。

④貸付の書類整備

借用証書等の重要書類は、償還が終わるまで適正に管理しておかなければならないが、過去の滞納整理記録が散逸・不明のため滞納整理できないものが認められた。

債権管理簿等の不備は、債務者に対する適宜適切な督促等の活動を困難にするとともに、訴訟等の法的措置をとる際の証拠不足の原因にもなるので、適正に管理しておくこと。

愛媛県生活安定資金貸付規則（抜粋）

（諸帳簿）

第13条 知事は、貸付台帳、償還台帳その他関係の帳簿書類を備え付け、常に資金の貸付状況及び貸付金の償還状況を明らかにしておかねばならない。

⑤時効援用後の連帯保証人への対応

保健福祉課では、平成28年2月に生活安定資金に係る債権整理を取りまとめているが、この中に、借受人から時効援用申立のあった場合の連帯保証人への対応として、連帯保証人の生存の有無、相続関係を確認し、連帯保証人に対し借受人の時効援用、保証債務の時効完成の事実を説明した上で支払意思の確認をするようにしております、意思のない場合は保証債務の時効援用申立書を提出してもらうこととしている。

民法上は、主債務者が時効の援用をすれば、その附從性により保証債務も消滅することになっており、県の債権管理マニュアルにおいても同様の考えにより、借受人が時効を援用した場合は債権が消滅したとして不納欠損処理を行うとしている。

したがって、県の債権マニュアルどおり、不納欠損処理を進めることが望ましい。

留意事項

生活安定資金の借受人から時効援用申立があった場合の連帯保証人への対応について（抜粋）

借受人から時効援用申立があった場合は、不納欠損処理の可否を判断するため、市町において以下のとおり連帯保証人への調査・確認を実施し、必要書類を提出すること。

記

【調査・確認事項】

- ①戸籍調査により、連帯保証人の生存の有無、相続関係を確認する。
- ②連帯保証人又は連帯保証人の相続人に対し、
 - ・借受人から時効援用申立てがあったこと及び連帯保証人の債務について消滅時効期間が経過していることを伝える。
 - ・支払意思を確認する。
支払意思がある場合⇒納入通知書による支払いを求める。
支払意思がない場合⇒時効援用の意思を確認する。
(電話の場合は、個人別調書に聞き取りの日付及び内容を記載。書面による場合は、時効援用申立書の提出を受ける。)
- ③所在不明の者については、書類返送、電話連絡、関係者聞き取りの状況を個人別調書に記載する。(必要に応じて現地調査)

なお、参考までに、国の有する債権については、債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）にて、時効の援用を待たず時効期間の経過した私債権においては、時効の完成後は、たとえ国が履行の請求をしても、当然時効を援用しその履行に応じないものと考えられることから、これを消滅したものとみなす取扱いとなっている。

債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）（抜粋）

第 30 条 歳入徵収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあること。



【看護職員修学資金貸付金】

(1) 主務課

保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

(2) 債権の内容

看護職員の養成所に在学し、将来、県内で看護職員として業務に従事する者に奨学資金を貸与する。そして、一定期間、県の定める条件の病院に勤務すると返還免除されるが、これに該当しなくなった者に対して修学資金の返還を求める債権。

※平成 20 年度で貸与事業は終了。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効 10 年）

(4) 根拠法令

愛媛県看護職員修学資金貸与条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則

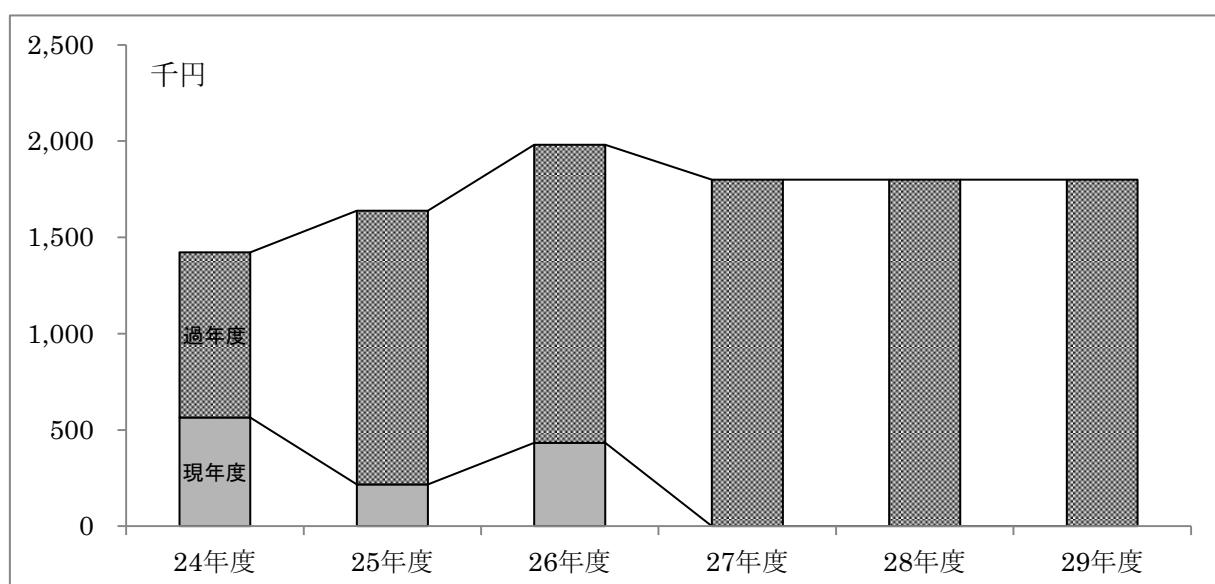
(5) 未収金の状況（延滞金除く）

（単位：千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	564	216	432	0	0	0
過年度	858	1,422	1,548	1,800	1,800	1,800
計	1,422	1,638	1,980	1,800	1,800	1,800

注 1) 各年度決算値

注 2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①貸付書類の整備

貸付に係る書類については、貸付から償還までの間、一元的に管理しておく必要があるが、償還が延滞している債権の借用証書を手元に保管していないなど、適正を欠いているものがあった。借用証書は、債権発生の原因となる重要な証拠書類であり、連帯保証人への請求や法的措置を実行する際には、必ず整備されておかねばならないものであるので、適切に管理すること。

②期中債権管理

滞納債務者は2名と限られていることから、本人との直接交渉を重ねるなど債権回収に向けた努力をすべきであるが、現状は年に数回の電話連絡や文書指導に留まっている。また、約束を反故にされている事例も見受けられるが、その後のフォローがなく交渉が途切れ途切れになっている感が否めない。このため、年間を通じ、継続的に債権回収に取り組む必要がある。

③連帯保証人への請求

本人の生活状況や支払能力を把握した上で、本人からの返済が困難と判断した場合は、速やかに連帯保証人に請求すべきであるが、これがなされていない。

なお、連帯保証人への請求を長期間放置しておくと、行政側に内部引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げした一方で、連帯保証人に対し訴訟提起しても権利の濫用として請求が認めてももらえない判決があるので留意する必要がある。

地方自治法施行令（抜粋）

（強制執行等）

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（1）担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

平成 20 年 2 月 21 日 広島地裁福山支所判決 <連帯保証人に対する請求棄却の例>

これを本件についてみると、連帯保証人である被告に対する原告の催告状況は上記認定のとおりであって、賃借人である訴外 A が、平成 6 年夏頃から、納付誓約書に記載された約束どおりの納付を滞るようになり、その後、新たな滞納分も加わって、平成 11 年 8 月 25 日現在の滞納額は 53 万 7700 円、平成 12 年 8 月 14 日現在の滞納額は 59 万 4100 円、平成 13 年 9 月 3 日現在の滞納額は 99 万 800 円、平成 14 年 8 月 7 日現在の滞納額は 129 万 3000 円、平成 15 年 8 月 20 日現在の滞納額は 172 万 3400 円、平成 16 年 12 月 20 日現在の滞納額は、226 万 7000 円、平成 17 年 11 月 17 日現在の滞納額は 265 万 3400 円と増加したにもかかわらず、被告に対しては、「福山市営住宅使用料（家賃）滞納整理要綱（甲 16）に反して、平成 5 年 12 月 20 日に催告書を送付したのを最後に、平成 18 年 10 月 11 日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外 A の賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないというべきものである。



【児童扶養手当返還金】

(1) 主務課

保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課

(2) 債権の内容

母子家庭等で児童扶養手当を受給していた者が、所得制限を超過したこと等により受給資格を喪失したにもかかわらず手当を受給していたり、偽りその他不正の手段により手当を受けた者に対し、返還を求める債権。

(3) 債権区分

公債権（非強制徴収・消滅時効5年）

(4) 根拠法令

児童扶養手当法

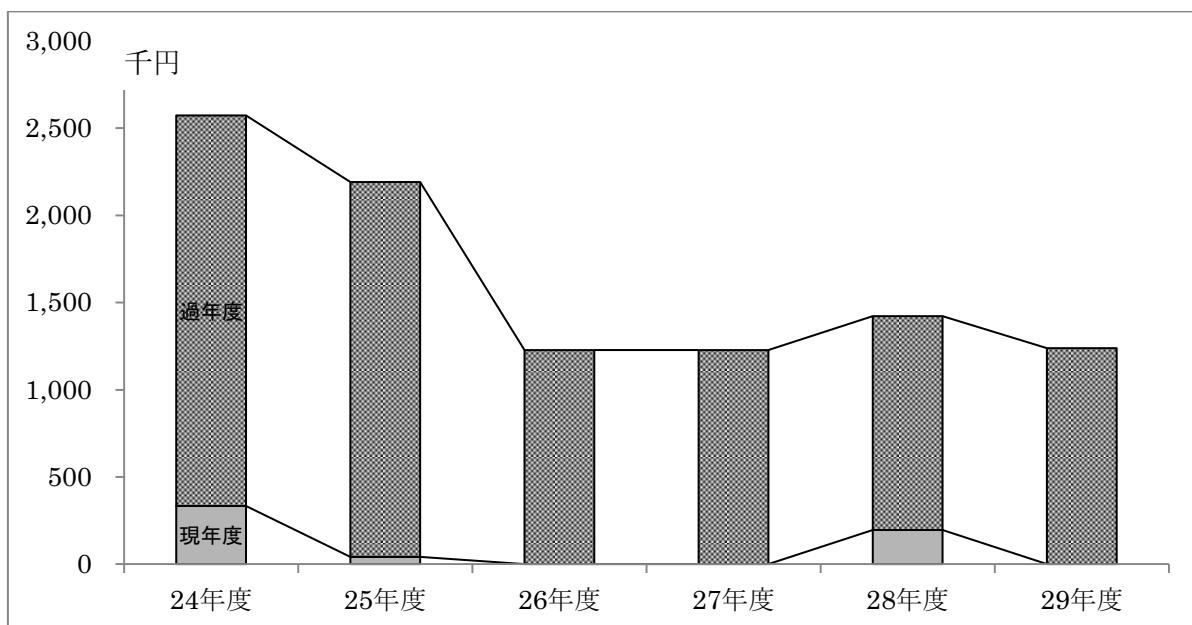
(5) 未収金の状況

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	333	41	0	0	195	0
過年度	2,239	2,150	1,227	1,227	1,227	1,238
計	2,572	2,191	1,227	1,227	1,423	1,238

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①督促状の発送

督促状の発送は、強制徴収公債権にあっては、滞納処分の前提要件であり、非強制徴収公債権及び私債権にあっては、督促を行ってもなお納付がない場合は、裁判上の手続により強制的に回収するしかなく、民法上の催告と同義であり、この意味から極めて重要な行為である。

なお、督促状の発送時期については、「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則」第38条の規定によりただちに発送すべきとあるが、概ね納期限後2ヶ月後に発送している。

地方自治法施行令（抜粋）

（督促）

第171条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（抜粋）

第38条 債権管理者は、その管理する債権の履行期限が経過してもなお、履行されない場合は、ただちに督促状（様式第9号）を債務者に対して督促しなければならない。

②財産調査の実施

滞納者すべてが分納等の支払いに応じる意思表示をしていることから、特に支払能力等の調査を行っていないが、中には、償還の滞っているものも認められるので、長期間償還のない債権については、強制執行手続きを前提とする財産調査を実施すべきである。

また、財産調査については法的な調査権限がなく限界はあるが、県の債権管理マニュアルにあるとおり、地方自治法施行令第240条第2項及び同施行令第171条の2において、債権回収のために強制執行の手続きを取らなければならないこと（そのために、財産把握の必要があること。）また、地方自治法第242条の2第1項第3号において、手続きを怠った場合には職務不履行の違法確認を求める住民訴訟の対象となる規定があることを併せて説明し、協力を得る努力をしなければならない。なお、行政間の情報収集については、本人から事前に同意書を徴しておくことも有効である。

また、総務省では、生活困窮者対策の一環として、本人の同意を前提に自治体の有している税務情報を関係機関が共有することで、生活困窮者の再建に役立てができるとの通知を出しており、生活再建と債権回収の両立できる方策を検討すべきである。（別添資料参照）

地方自治法施行令

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものも含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。



総 行 政 第 29 号
総 税 市 第 11 号
平成23年3月3日

各道府県総務部長 殿
東京都総務局長
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

については、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。
- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当	市町村税課
	水野住民税企画専門官
	黒川住民税第一係長
TEL	03-5253-5669

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消
- ・
- ・

【母子父子寡婦福祉資金貸付金】

(1) 主務課

保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課

(2) 債権の内容

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する目的で、母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和27年12月29日法律第350号)に基づき創設された、無利子又は年利1.5%の貸付に係る償還債権。

(3) 債権区分

私債権(消滅時効10年)

(4) 根拠法令

母子福祉資金の貸付等に関する法律

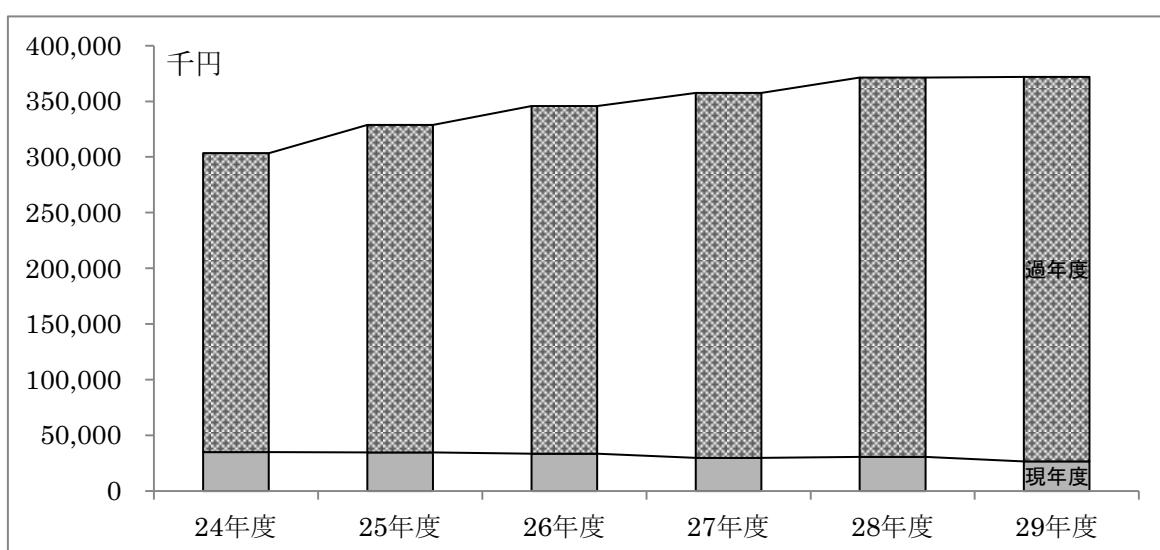
(5) 未収金の状況

(単位:千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	35,141	34,683	33,549	29,707	30,640	26,618
過年度	268,342	294,111	312,403	327,889	340,755	345,498
計	303,483	328,794	345,952	357,597	371,396	372,116

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①時効管理の徹底

既に消滅時効の完成している債権が、199件(人)、68,431千円認められた。また、本人所在不明の案件で10年の時効期間が経過した後に、本人から時効の援用のあったもの、時効の中止措置（債務承認）を拒否された後に、本人から時効の援用のあったものが認められた。本債権は、子も連帯債務者となっておりかつ連帯保証人も徴していることから、将来にわたり回収の可能性が残っており時効の中止措置を適切に実施すべきである。時効を中止するには、民法147条の規定により、①請求、②差押え、仮差押え、又は仮処分、③承認の3つがある。なお、今後も催告を継続することであるが、債務者の知識が十分でなく、時効の援用がなされない状況において、一部の回収をもって債務の承認とみなすことはできない旨の判決があるので、慎重な対応が望まれる。

民法（抜粋）

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- (1) 請求
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分
- (3) 承認

平成24年10月15日 宇都宮簡裁判決

時効完成後の原告（債権者）の行動は、被告（債務者）が時効制度等に無知であること、一括払いの請求に対して多くの多重債務者が分割払いの申出をするとともに僅かな金銭を支払うことによりその場をしのごうとする心理状態にあることを利用し、被告がこのような申出をした場合には、一括払いの請求を維持しつつも弁済方法について再考を促して分割返済に応じてもらえるかもしれないとの期待を与えて申出に係る僅かな金銭を受領することにより一部弁済の実績を残すこと、その後被告に分割弁済の申出をさせることにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことを意図したものであると認められる。

②違約金の調定及び免除

貸付金の償還に延滞が生じている場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条の規定により、年5%の違約金(27年3月末までは年10.75%)を徴収する。ただし、同条には当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでないとあり、県では、具体的な違約金の不徴収理由を母子父子寡婦福祉資金違約金取扱要領第3で定めている。

実務上、本庁所管課から「母子父子寡婦福祉資金違約金発生通知書」が地方局に送付され、地方局はそれを本人に発送しているが、その通知内容をみると、①違約金がいくら発生しているかのお知らせ、②やむを得ない場合は、

違約金を徴収しないこととなっており、その場合は「違約金不徴収願」を提出すること。の2点である。違約金を免除する場合は、母子父子寡婦福祉資金違約金事務取扱要領第4の規定により、市の区域においては市福祉事務所長、町の区域の場合は町長を経由して知事に提出することとしており、市の場合は福祉事務所の調査及び意見書、町の場合は地方局長の調査及び意見書を添えることになっているが、結果として、違約金の発生しているすべての債権において違約金を不徴収としていた。(29年度違約金不徴収額 75件、6,653,352円)

約定どおり償還している者との公平性を担保する意味からも、調定のうえ適切に徴収されたい。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（抜粋）

第17条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

愛媛県母子父子寡婦福祉資金違約金事務取扱要領（抜粋）

第3 施行令第17条ただし書に規定する災害その他やむを得ない理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 借受人が災害、盜難、疾病又は負傷により償還金を支払期日までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (2) 借受人と生計を一にする親族の疾病又は負傷により償還金を支払期日までに支払うことができなかつたと認められるとき。
- (3) 借受人が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき（償還金が必要経費と認められるときは、この限りでない。）
- (4) 借受人が死亡し、又は身体又は精神に著しい障害を受けたとき。
- (5) 借受人が誠意をもって事業を行つたにもかかわらず、その事業が失敗し、又は不振となり、償還金を支払期日までに支払うことが不可能であったと認められるとき。
- (6) その他支払期日までに支払うことのできなかつたことについて、正当な理由があると認められるとき。

母子父子寡婦福祉違約金事務取扱要領（抜粋）

(違約金の不徴収申請)

第4 違約金の不徴収を申請する者は、施行規則第16条第1項に規定する母子福祉資金違約金不徴収願を市の区域にあっては市福祉事務所長を、町の区域にあっては町長を経由して知事に提出するものとする。

2 前項の規定により市福祉事務所長が申請書を受理したときは、調査及び意見書（様式第1号）を添えて知事に提出するものとし、町長が申請書を受理したときは地方局長を経由して知事に提出するものとする。地方局長は町長から申請書があったときは調査及び意見書を添えて知事に進達するものとする。

地方自治法（抜粋）

(歳入の方法)

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

愛媛県会計規則（抜粋）

第10条 歳入徴収者は、歳入の徴収をしようとするときは、納入の通知前に調定をしなければならない。

③外部委託の検討

限られた人員にあって、職員だけの努力では限界があることから、ノウハウの蓄積された弁護士法人等に、債権回収を委託することを検討すべきである。

既に民間に回収委託している先進県の状況について調査した結果、次のとおり、債権回収率は、委託初年度の効果が大きいことが分かるが、債権回収以外にも委託のメリットとして、マンパワー不足の補完や債権管理以外の他の業務に集中できることを挙げている。

先進県の外部委託状況調査結果

区分		A県		B県	
委託内容		電話文書催促 訪問催促 所在調査		電話文書催促 訪問催促 所在調査	
委託対象債権		各出先機関で対応困難と判断したもの		各出先機関で対応困難と判断したもの	
		債権額 (千円)	回収率 (%)	債権額 (千円)	回収率 (%)
委 託 効 果	委託 前年度	306,254	8.0	88,406	16.6
	委託 年度	17,148	19.8	38,114	18.0
	委託 1年後	12,736	4.5	38,738	16.1
	委託 2年後	12,282	8.9		
	委託 3年後	16,555	7.4		
	委託 4年後	18,945	10.2		
メリット等		<p>これまで全く償還に応じない者が、定期的な償還に応じ完納できた。</p> <p><u>業務量が多い中、悪質な滞納者への対応を委託することで、他の業務に集中でき、業務の効率化が図られた。</u></p>		<p><u>マンパワー不足の解消、回収の効率化が図られた。</u></p> <p>県外移転した債務者の対応が可能となつた。</p> <p>専門的なノウハウがあり、債務者からの質疑に即時に回答でき、回収効果に繋がっている。</p>	
報酬制度		成功報酬 29%		成功報酬 19.9%	

【子ども療育センター利用料金】

(1) 主務課

保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課

(2) 債権の内容

児童福祉法の規定に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス支援、指定入所支援又は障害者総合支援法に基づく療養介護や短期入所等、並びに健康保険法等に基づく診療等、愛媛県立子ども療育センターを利用する者又は保護者から徴収する使用料。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効10年）

(4) 根拠法令

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例

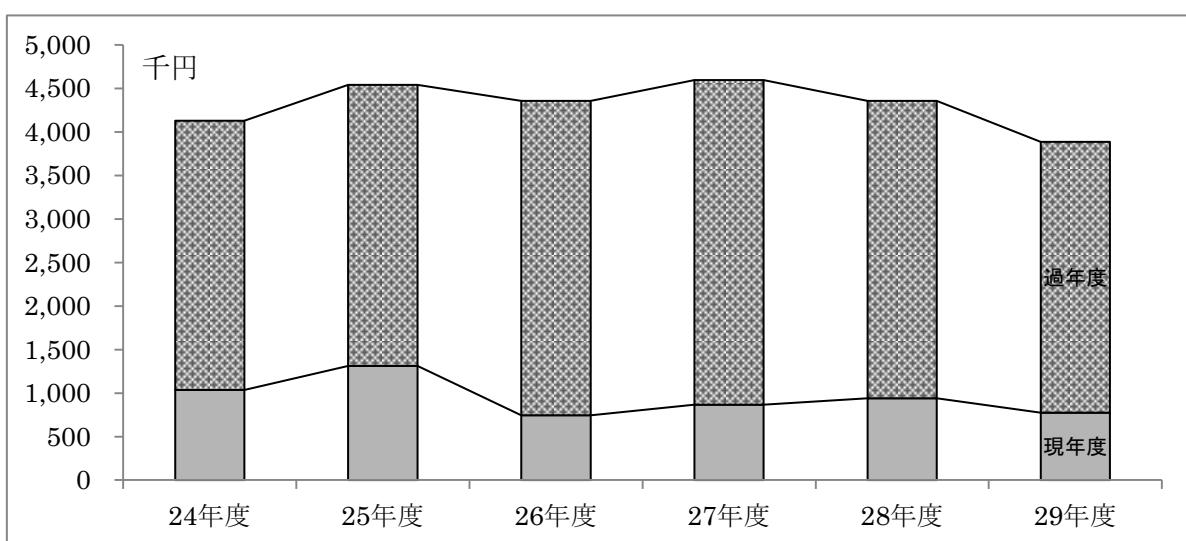
(5) 未収金の状況

（単位：千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	1,035	1,311	744	865	938	774
過年度	3,091	3,230	3,611	3,730	3,419	3,111
計	4,126	4,542	4,355	4,595	4,358	3,885

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①督促状の発送

督促状の発送は、強制徴収公債権にあっては、強制徴収の前提要件であり、非強制徴収公債権及び私債権にあっては、督促を行ってもなお納付がない場合は、裁判上の手続により強制的に回収するしかなく、民法上の催告と同義であり、この意味から極めて重要な行為である。

このため、地方自治法施行令第171条の規定により、履行期限までに履行のない場合は、期限を指定して督促しなければならないとなっている。

なお、督促状の発送時期については、「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則」第38条の規定によりただちに発送すべきとあるが、センターでは納期限後2ヶ月後に発送している。

地方自治法施行令（抜粋）

（督促）

第171条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（抜粋）

第38条 債権管理者は、その管理する債権の履行期限が経過してもなお履行されない場合は、ただちに督促状（様式第9号）を債務者に送付して督促しなければならない。

②財産調査（強制執行）の実施

督促してもなお支払いに応じない者に対しては、財産調査のうえ強制執行手続きに移行すべきであるが、これがなされていない。財産調査については法的な調査権限がなく限界はあるが、県の債権管理マニュアルにあるとおり、地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条の2において、債権回収のために強制執行の手続きをとらなければならないこと（のために、財産把握の必要があること。）また、地方自治法第242条の2第1項第3号において、手続きを怠った場合には職務不履行の違法確認を求める住民訴訟の対象となる規定があることを併せて説明し、協力を得る努力をしなければならない。

なお、行政間の情報収集については、本人から事前に同意書を徴しておくことが有効である。

地方自治法（抜粋）

第240条

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

（強制執行等）

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- （1）担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- （2）債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- （3）前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

地方自治法（抜粋）

（住民訴訟）

第 242 条の 2 普通地方公共団体の住民は、前条第 1 項の規定による請求をした場合において、同条第 4 項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第 9 項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第 4 項の規定による監査若しくは勧告を同条第 5 項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第 9 項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第 1 項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。

- （3）当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

③債権保全の強化

児童等が入所する際の契約書には、3ヶ月以上延滞が継続した場合は契約解除できる旨の規定があるものの、現実的には児童の医療的ケアを考慮すると困難であることから、脆弱な債権保全となっている。今後は、長期間入所する場合は、連帯保証人の徵求を検討する必要がある。

愛媛県立子ども療育センター施設サービス利用契約書（抜粋）

（事業者からの契約解除）

第 12 条 事業者は、利用者等が以下の事情に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（1）保護者に支払能力があるにもかかわらず、第 5 条に定めるサービス利用料金の支払いを 3 か月以上延滞し、さらに相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

愛媛県立子ども療育センター療養介護サービス利用契約書（抜粋）

（事業者からの契約解除）

第 20 条 事業者は、利用者等が以下の事情に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（1）保護者に支払能力があるにもかかわらず、第 5 条に定めるサービス利用料金の支払いを 3 か月以上延滞し、さらに相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合



【児童福祉施設入所措置費負担金】

(1) 主務課

保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課・障がい福祉課

(2) 債権の内容

児童福祉法に基づき、児童を児童福祉施設に入所させ療育・養護等を行なったり、身体・知的障害のある児童を障害児施設に入所させて保護や治療を行う場合に、本人又は扶養義務者からその負担能力に応じて徴収する費用に係る債権。

(3) 債権区分

公債権（強制徴収・消滅時効5年）

(4) 根拠法令

児童福祉法

児童福祉法第56条の規定による徴収規則

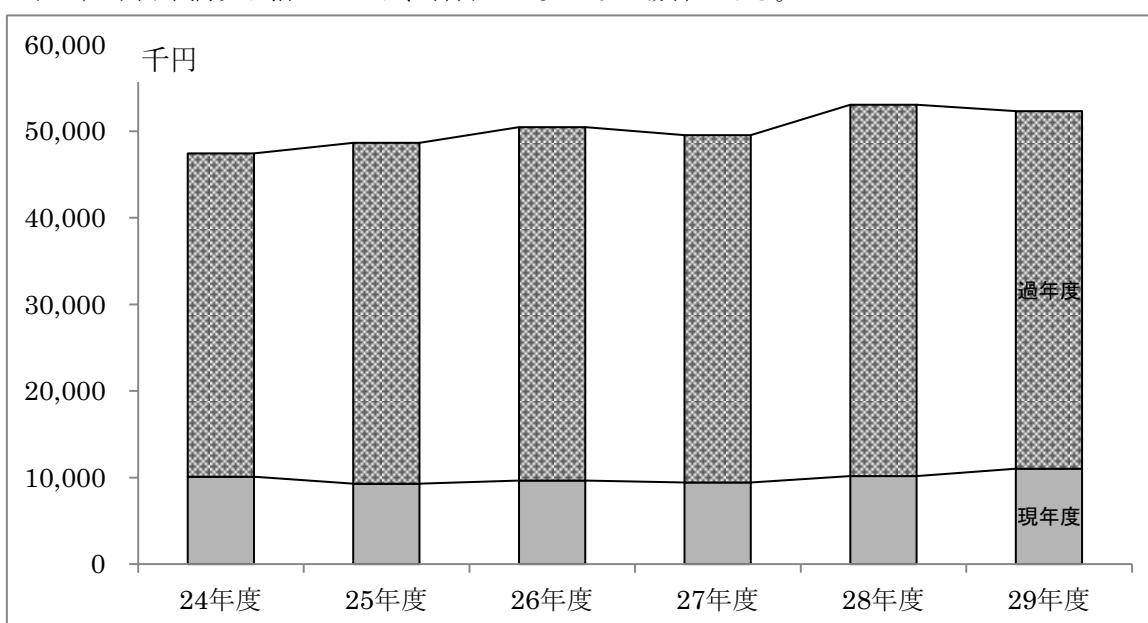
(5) 未収金の状況

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	10,104	9,294	9,638	9,442	10,171	11,020
過年度	37,348	39,363	40,846	40,132	42,917	41,303
計	47,453	48,657	50,484	49,574	53,089	52,323

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①債権管理意識

児童相談所は、児童を安全に保護し、将来的に家族と再び生活ができるようになることが使命であることから、職員の意識としては、未収金の回収等、債権管理に関する意識が乏しくなりがちである。

今後は、組織内で債務者の情報共有を図るとともに、徴収検討会議等で債権管理の研修会を実施するなど債権管理の意識徹底を図る必要がある。

②不納欠損処理

督促状や催告書を送付したにもかかわらず、なお支払のない者については、最終的には、預貯金等の財産調査を行って支払能力の有無を把握すべきであるが、財産調査をすることなく不納欠損処理を行っていた。本債権は自力執行権の付与された公債権であり、滞納処分の例により財産調査や強制徴収が可能であるが、同じ強制徴収債権である税務当局の保有する情報についても共有することができる。

近年の不納欠損額

平成 27 年度 8,793 千円 平成 28 年度 5,087 千円 平成 29 年度 10,543 千円

児童福祉法（抜粋）

（費用の徴収）

第 56 条

⑥ 第 1 項又は第 2 項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第 1 項に規定する費用については国税の、第 2 項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

愛媛県会計規則（抜粋）

（不納欠損）

第 33 条

（2）消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき（債権が法律の規定により債務者の援用を要しないで消滅するものであるときは、消滅時効が完成したとき。）

③本庁所管課の指導

本庁所管課では、平成15年度に未収金の削減を目的に「児童福祉施設入所措置費負担金マニュアル」を作成しているが、マニュアルの中に示されている昭和56年策定の「児童福祉法第56条に規定する費用徴収のための事務処理要領」には、財産調査を実施する項目が盛り込まれておらず、平成23年度に県が統一的に作成した「愛媛県債権管理マニュアル」との整合性がとれていない状態となっている。

県内3ヵ所ある児童相談所の統一的かつ効率的な債権管理に当たっては、本庁所管課が積極的にリーダーシップを発揮することが不可欠であり、合同研修会の開催、徴収マニュアルの見直しなど、債権管理の指導を強化すべきである。

④債権管理簿の整備

債務者との交渉記録は、「負担金徴収台帳」等で整備することになっているが、交渉記録が記入されておらず、債権管理簿としての機能が果たされていないものがあった。また、担当者がパソコン等で個人管理しており、情報等が組織共有されておらず、債権管理簿としての役割を果たしていないものもあった。

なお、県では27年度に「児童相談システム」を導入し児童の保護観察状況をはじめ督促状、催告書等の作成まで一貫して活用できるようになっているが、債権管理に至っては、これがほとんど活用されていない。

⑤債権管理体制

県下の3児童相談所では、債権管理を担当している職員は1名であり、人役は南予と東予の児童相談所が0.1人、中央が0.5人となっているが、債権の特殊性を考慮すると極めて脆弱な体制である。特に南予と東予については、債権管理に手が回らないのが実情と考えられる。例えば、債権回収強化月間を設定するなどメリハリの効いた対応を検討する必要がある。

【林業・木材産業改善資金貸付金】

(1) 主務課

農林水産部 森林局 林業政策課

(2) 債権の内容

新たな取り組みによる林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業後継者の養成確保等について、自主的努力を積極的に助長するとともに、新たに林業に就業しようとする者に対し、円滑な就業が図られるよう必要な資金を無利子で貸し付けており、これの償還に係る債権。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効5年）※商法第522条

(4) 根拠法令

林業・木材産業改善資金助成法

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則

(5) 未収金の状況

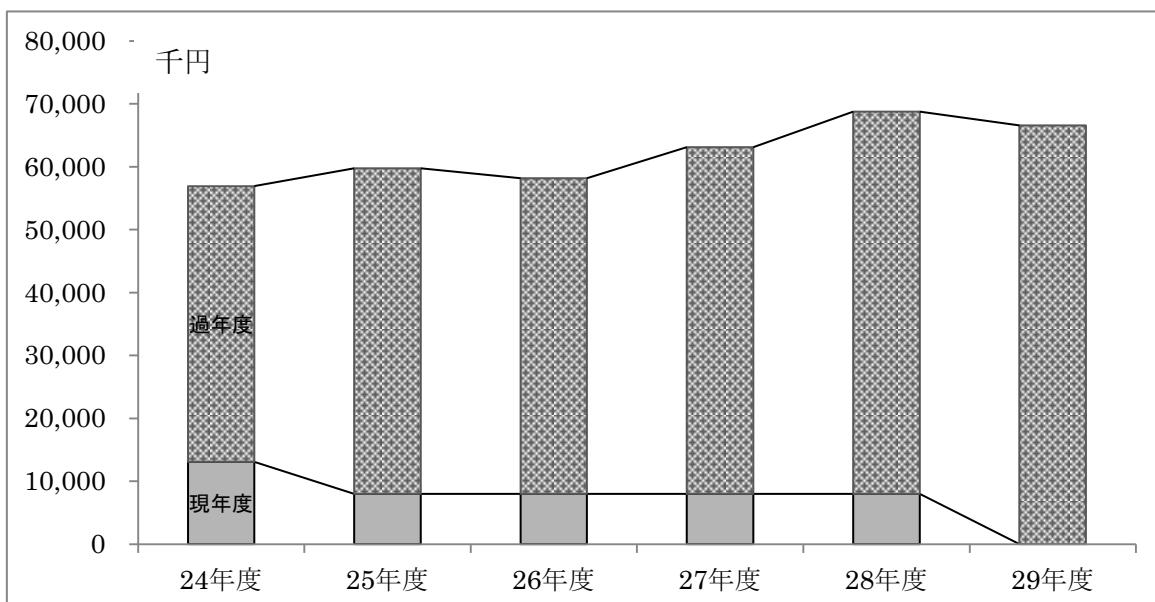
①貸付金

（単位：千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	13,071	8,000	8,000	8,000	8,000	0
過年度	43,839	51,717	50,152	55,077	60,767	66,552
計	56,910	59,717	58,152	63,077	68,767	66,552

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



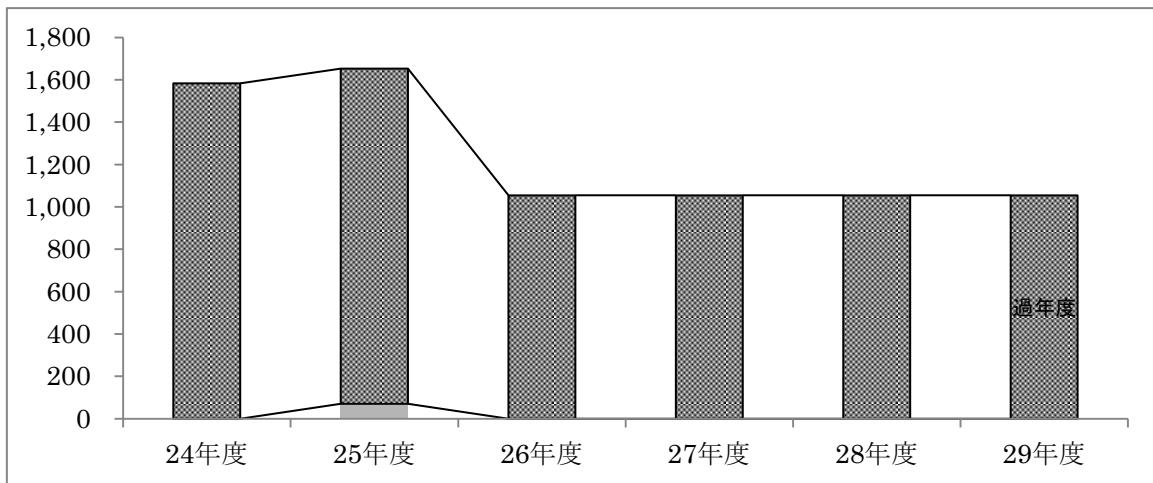
②違約金

(単位 : 千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	0	70	0	0	0	0
過年度	1,583	1,583	1,055	1,055	1,055	1,055
計	1,583	1,653	1,055	1,055	1,055	1,055

注 1) 各年度決算値

注 2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①違約金の調定

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条の規定により、借受人が支払期日に償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの違約金を徴収すべきとあるが、平成22年度から違約金の調定をしていない。

現在は、分納継続中であり元金に優先充當しているため、違約金は元金完納後に調定する意向であるが、違約金は時の経過とともに発生することから、額の確定しているものについては、その都度調定のうえ把握することが債権管理上、望ましい。

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条

知事は、借受者が支払期日に償還金又は第11条の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

地方自治法（抜粋）

(歳入の方法)

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第 145 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

愛媛県会計規則（抜粋）

第 10 条 歳入徴収者は、歳入の徴収をしようとするときは、納入の通知前に調定をしなければならない。

2 歳入徴収者は、次の各号に掲げるときは、前項の規定にかかわらず、歳入の納入以後に調定をすることができる。

- (1) 納入の通知を要しない歳入についてその歳入が確定したとき。
- (2) 第 17 条第 2 項の規定による歳入が納付されたとき。



【沿岸漁業改善資金貸付金】

(1) 主務課

農林水産部 水産局 漁政課

(2) 債権の内容

沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を図るため近代的な漁業技術、漁労の安全確保の施設の導入、漁家生活に合理的な生活方式を導入し、その改善を図ること等を目的に無利子の貸付金に係る償還債権。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効10年）

(4) 根拠法令

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則

(5) 未収金の状況

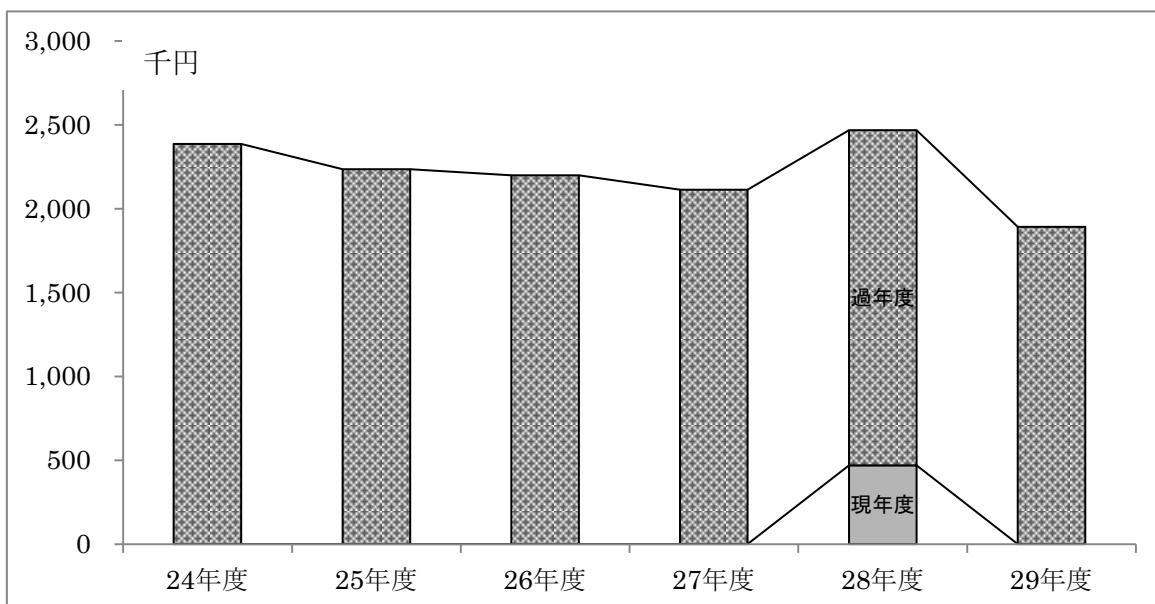
①貸付金

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	0	0	0	0	470	0
過年度	2,385	2,234	2,199	2,113	1,997	1,891
計	2,385	2,234	2,199	2,113	2,467	1,891

注1) 各年度決算数値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一一致しない場合がある。



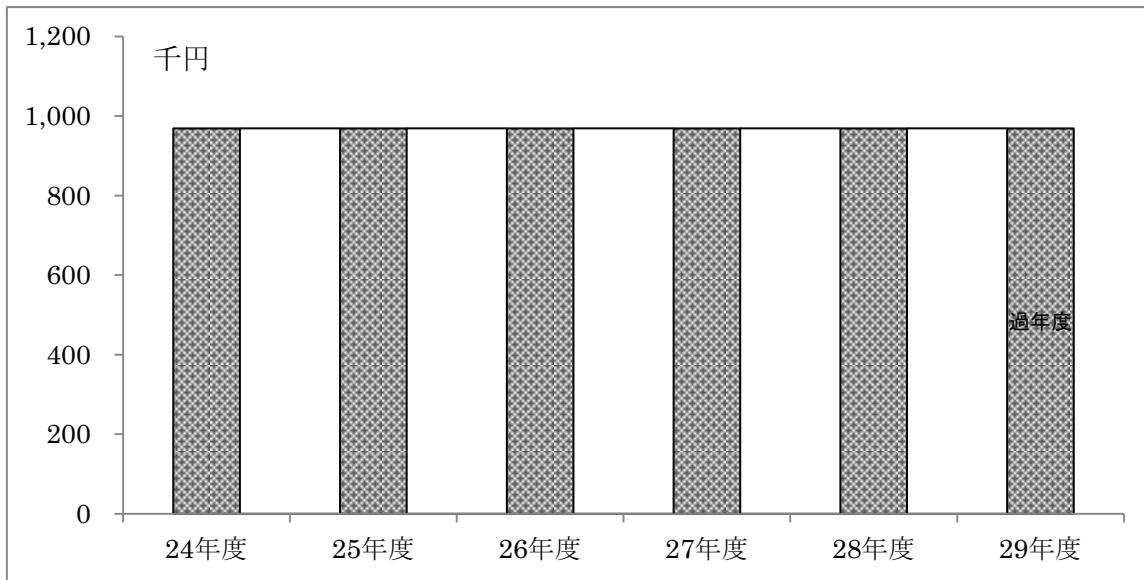
②違約金

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	0	0	0	0	0	0
過年度	969	969	969	969	969	969
計	969	969	969	969	969	969

注 1) 各年度決算数値

注 2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①督促状の発送

督促状の発送は、強制徴収公債権にあっては、滞納処分の前提要件であり、非強制徴収公債権及び私債権にあっては、督促を行ってもなお納付がない場合は、裁判上の手続により強制的に回収するしかなく、民法上の催告と同義であり、この意味から極めて重要な行為である。

督促状の発送時期については、「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則」第38条の規定によりただちに発送すべきとあるが、納期限後2ヶ月を経過した後に発送している。

地方自治法施行令（抜粋）

(督促)

第171条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則

第 38 条 債権管理者は、その管理する債権の履行期限が経過してもなお履行されない場合は、ただちに督促状（様式第 9 号）を債務者に送付して督促しなければならない。

督促とは、催告（＝請求）のうち、自治体が行う最初の催告のことをいい、催告とは、債務者へ一度目の督促を実施した後にもなお納付がないときに、再び督促することを指し、実施方法には電話や書面、訪問等がある。

両者の主な違いとしては、次のような点である。

- ①督促は自治法及び施行令により行われる請求行為である。（根拠法令）
- ②督促は、必ず期限を指定して行う。
- ③督促は時効の中止効力がある。
- ④督促しなければ、訴訟や強制執行の手続に進めない。

本債権については、期中管理を愛媛県信用漁業協同組合連合会に委託しており、具体的な債権管理の方法については、平成 18 年 5 月 10 日付け 18 漁政第 230 号「愛媛県沿岸漁業改善資金貸付債権保全等事務の取扱いについて」にて県信漁連に通知している。この中では、約定償還日を 30 日経過して支払いのない場合は本人に催告書、連帯保証人に返済督促のお願いを発送するとしてある。そして、約定償還日を 2 ヶ月経過しても支払いのない場合は、本人に督促状、保証人に催告書を発送するとあり、実際にそのように処理されている。

したがって、委託先に通知している上記の貸付債権保全事務の内容は、督促と催告の順序が逆となっており、自治法等に沿った扱いとなっていない。

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付債権保全等事務の取扱いについて

第 3 延滞発生後の対応

2 督促

- (1) 委託機関は、貸付債権の保全のため、原則として次のとおり督促状を発送する。
 - ア 借受者が約定償還日を 30 日経過してなお償還しないときは、借受人に対して「催告書」（様式第 1 号）を、連帯保証人（以下「保証人」という。）に対して「ご返済督促のお願い」（様式第 2 号）を発送するとともに、その実情を調査し、愛媛県沿岸漁業改善資金事務委託契約書第 9 条に基づき「延滞状況報告書」を県に提出する。
 - イ 借受者が約定償還日を 2 か月経過してなお償還しないときは、借受者に対して再度「督促状」（様式第 3 号）を発送するとともに、保証人に対して「催告書」（様式第 4 号）を発送する。

【住宅賃付料】

(1) 主務課

土木部 道路都市局 建築住宅課

(2) 債権の内容

県営住宅の家賃や駐車場の賃付料。

(3) 債権区分

公債権（非強制徴収・消滅時効5年）

※但し、私債権とする判例もあり、見解が分かれている。

(4) 根拠法令

愛媛県県営住宅管理条例第12条

※中予地方局は、収納管理業務を外部委託している。

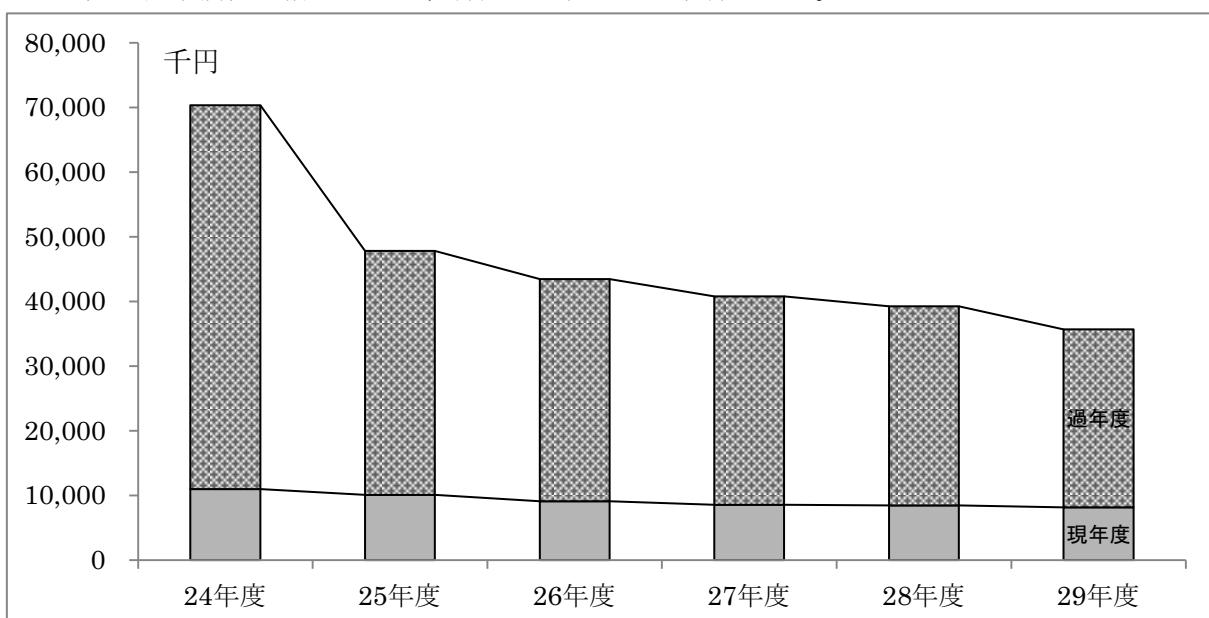
(5) 未収金の状況

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	10,959	10,085	9,099	8,548	8,462	8,149
過年度	59,367	37,709	34,330	32,221	30,758	27,521
計	70,327	47,795	43,429	40,770	39,221	35,670

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①期中債権管理

県営住宅貸付料の収納管理については、県営住宅管理システムで管理しており、入金（滞納）状況については一目で分かるが、滞納者別の督促や催告書の発出記録、本人との電話等での交渉記録が組織で共有されていないものがあった。

また、県の策定した県営住宅家賃滞納整理要領と異なる、2ヶ月以上の滞納者を対象に督促状を発送したり、4ヶ月以上滞納者を対象に連帯保証人への通知書を発送している例があった。

愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領（抜粋）

（督促状）

第2条 県営住宅の入居者（以下「入居者」という。）が納期限までに家賃を納付しない場合は、納期限後15日以内に、督促状（様式第1号）を発するものとする。この場合において、督促状の指定納付期限は、督促状を発する日から起算して10日以内とするものとする。

（納付誓約書等）

第5条 家賃を3ヶ月以上滞納している入居者に対しては、滞納家賃の納付について、個別に指導を行うとともに、当該入居者の連帯保証人に対しては、当該滞納家賃の額を県営住宅滞納家賃額通知書（様式第3号）により通知し、当該滞納家賃の納付について協力を求めるものとする。

②福祉部門との連携

県営住宅に入居する者は低所得者であり、家賃の滞納が継続すると本人からの徴収は困難となるため、早期の対応が極めて重要である。

総務省では、生活困窮者対策の一環として、本人の同意を前提に自治体の有している税務情報を関係機関が共有することで、生活困窮者の再建に役立てることができるとの通知を出しており、生活再建と債権回収の両立できる方策を検討すべきである。（別添資料参照）



③債権区分の検討

本県においては、公営住宅家賃は行政実例（S 26.11.10）の解釈に照らし、公の施設の使用料に該当するものとして地方公共団体の公法上の債権であると解している。しかしながら、その後の最高裁の判決（S 59.12.13）により基本的には私人間の家賃貸借関係と異なることはなく、原則として一般法である民法及び借家法の適用があるとされており、私債権と判断される可能性が高くなっている。

いずれも消滅時効期間は5年であるが、債権管理において大きく異なってくるので、将来のリスクを考慮のうえどのようにすべきかについて検討されたい。

最高裁判所判決（S 59. 12. 13）

入居者が使用許可を受けて公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸、家賃等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることからも明らかである。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用がある。



総 行 政 第 29 号
総 税 市 第 11 号
平成23年3月3日

各道府県総務部長 殿
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

については、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。
- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当 市町村税課 水野住民税企画専門官 黒川住民税第一係長 TEL 03-5253-5669

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消
- ・
- ・

【住宅貸付損害金】

(1) 主務課

土木部 道路都市局 建築住宅課

(2) 債権の内容

県営住宅の貸付料を長期間滞納している者に対しては、訴訟手続きを経て入居許可取り消しを行うが、その日から実際に退去した日までの不法占有期間の債権。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効10年）

(4) 根拠法令

愛媛県県営住宅管理条例第23条第3項

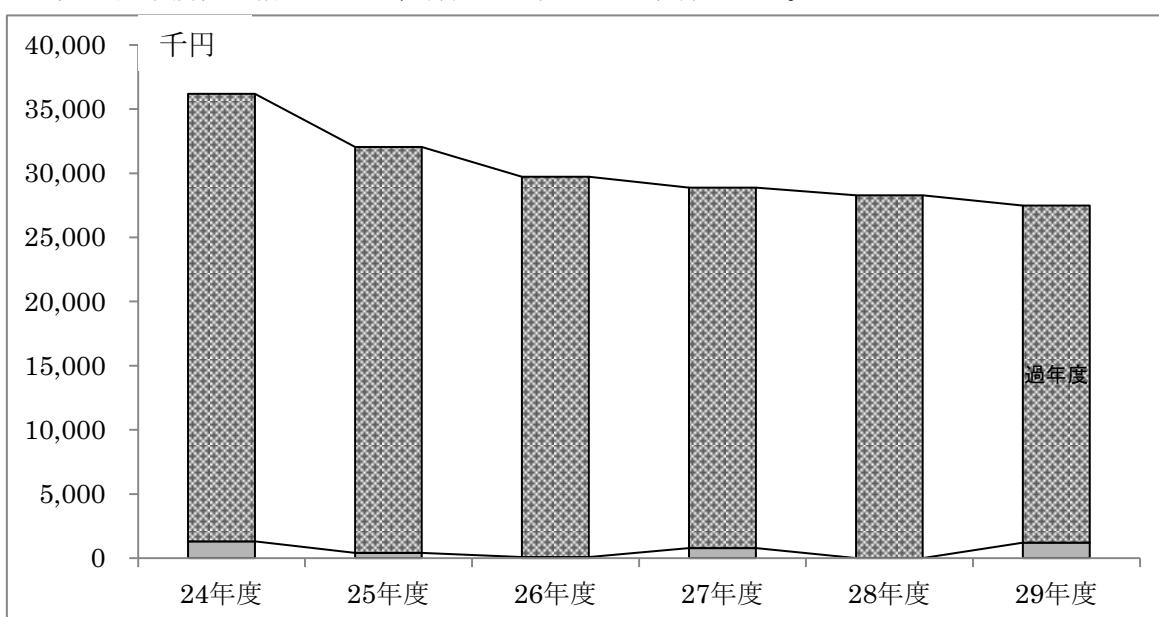
(5) 未収金の状況

(単位：千円)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	1,314	404	85	788	0	1,204
過年度	34,875	31,625	29,638	28,092	28,258	26,264
計	36,190	32,029	29,724	28,881	28,258	27,468

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①督促状の発送

督促状は、強制徴収公債権にあっては、滞納処分の前提要件であり、非強制徴収公債権及び私債権にあっては、督促を行ってもなお納付がない場合は、裁判上の手続により強制的に回収するしかなく、民法上の催告と同義であり、この意味から極めて重要な行為であるが、これがなされていない。したがって、納期限までに支払いのない場合は、地方自治法施行令の規定に基づいて督促しなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

（督促）

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（抜粋）

第 38 条 債権管理者は、その管理する債権の履行期限が経過してもなお履行されない場合は、ただちに督促状（様式第 9 号）を債務者に送付して督促しなければならない。

②時効管理の徹底

既に消滅時効の完成している債権が、39 件（人）、15,364 千円認められた。時効を中断させるには、民法 147 条の規定により①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の 3 つがあるが、適切になされなかつたために時効が完成したものである。適切な時効管理に努めること。

民法（抜粋）

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- (1) 請求
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分
- (3) 承認

③住宅賃料との整合性

本債権は、住宅賃料の長期滞納者に係る損害金であり、住宅賃料の債権管理と緊密に連携しながら取り組むべき性質のものである。

住宅賃料については、最終的に回収困難と判断されると不納欠損処理しているが、同一人の損害金については、不納欠損処理がなされていない。公債権であれ、私債権であれ、債権の消滅原因が資力不足によるものであれば、損害金も住宅賃料とあわせ不納欠損処理すべきである。

【愛媛県奨学資金貸付金】

(1) 主務課

教育委員会事務局 管理部 教育総務課（教職員厚生室）

(2) 債権の内容

優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与しており、これの償還に係る債権。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効10年）

(4) 根拠法令

愛媛県奨学資金貸与条例

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則

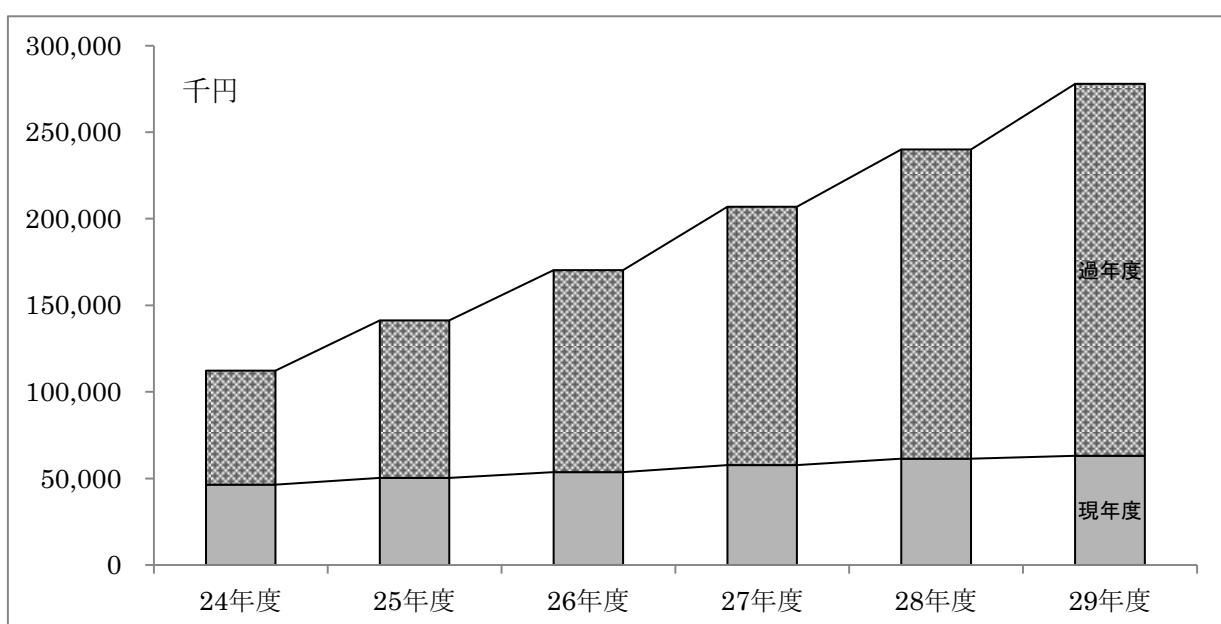
(5) 未収金の状況

（単位：千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	46,394	50,358	53,544	57,621	61,477	63,035
過年度	65,860	90,931	116,748	149,247	178,630	214,927
計	112,254	141,289	170,293	206,868	240,107	277,962

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより合計の一一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①時効管理の徹底

既に消滅時効の完成している債権が 7 件（人）、698 千円ある。時効の援用があれば債権が消滅することになり、適切に時効の中止措置をとるべきである。

時効を中断するには、民法 147 条の規定により、①請求、②差押え、仮差押え、又は仮処分、③承認の 3 つがある。なお、今後も催告を継続することであるが、債務者の知識が十分でなく、時効の援用がなされない状況において、一部の回収をもって債務の承認とみなすことはできない旨の判決があるので、慎重な対応が望まれる。

民法（抜粋）

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- （1）請求
- （2）差押え、仮差押え又は仮処分
- （3）承認

平成 24 年 10 月 15 日 宇都宮簡裁判決

時効完成後の原告（債権者）の行動は、被告（債務者）が時効制度等に無知であること、一括払いの請求に対して多くの多重債務者が分割払いの申出をするとともに僅かな金銭を支払うことによりその場をしのごうとする心理状態にあることを利用し、被告がこのような申出をした場合には、一括払いの請求を維持しつつも弁済方法について再考を促して分割返済に応じてもらえるかもしれないとの期待を与えて申出に係る僅かな金銭を受領することにより一部弁済の実績を残すこと、その後被告に分割弁済の申出をさせることにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことを意図したものであると認められる。

②延滞金の調定及び免除

貸付金の償還に延滞が発生している場合は、愛媛県奨学資金貸与条例第 12 条の規定により、年 7.25% の延滞金を支払わなければならなくなっているが、延滞金が発生しているにもかかわらず、調定を行わずかつ延滞金を一切徴していない。約定どおり償還している者との公平性を担保する意味からも、調定のうえ適切に徴収されたい。

愛媛県奨学資金貸与条例（抜粋）

第12条 奨学生であった者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.25パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

愛媛県奨学資金延滞金取扱要領（抜粋）

第3 条例第12条に規定する正当な事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 失業、長期療養又は生活保護法による生活保護の受給その他の生活困窮の状態にあり返還することが極めて困難な場合。
- (2) 死亡、精神若しくは身体の障害又は行方不明等により返還することが不可能な状態で、連帯保証人、保証人又はこれらに代わるもののが返還する場合
- (3) 過年度において生活困窮等であったため奨学金の返還を長期間滞納した者について、返還期日未到来の年賦金を含む返還未済額を一括返還する場合
- (4) 本人の責に帰すことができない事由により生じた延滞金について、徴収することが相当でないと認められる場合
- (5) その他正当な事由があると認められる場合

第4 延滞金免除の手続

- 1 延滞金の免除は、本人等の申請又は奨学生指導員の調査に基づき行うものとする。
- 2 前項の申請は、延滞金免除申請書（様式第1号）を提出させて行うものとする。
- 3 第1項の調査は、延滞金の免除に関する調書（様式第2号）を作成させて行うものとする。
- 4 教育長は、第1項の申請に基づき条例第12条に規定する正当な事由があると認めたときは延滞金免除決定通知書（様式第3号）を、当該事由がないと認めたときは延滞金免除不決定通知書（様式第4号）を、当該申請を行った者に交付するものとする。



地方自治法（抜粋）

（歳入の方法）

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

愛媛県会計規則（抜粋）

第 10 条 歳入徴収者は、歳入の徴収をしようとするときは、納入の通知前に調定をしなければならない。

2 歳入徴収者は、次の各号に掲げるとときは、前項の規定にかかわらず、歳入の納入以後に調定をすることができる。

- (1) 納入の通知を要しない歳入についてその歳入が確定したとき。
- (2) 第 17 条第 2 項の規定による歳入が納付されたとき。



【地域改善対策高等学校等奨学奨励費貸付金】

(1) 主務課

教育委員会事務局 指導部 人権教育課

(2) 債権の内容

高等学校等に進学する能力を有しながら経済的な理由によって修学が困難な人たちに対し、貸与した奨学生金及び通学用品等助成金に係る償還債権。

(3) 債権区分

私債権（消滅時効10年）

(4) 根拠法令

愛媛県地域改善対策奨学生金等貸与条例

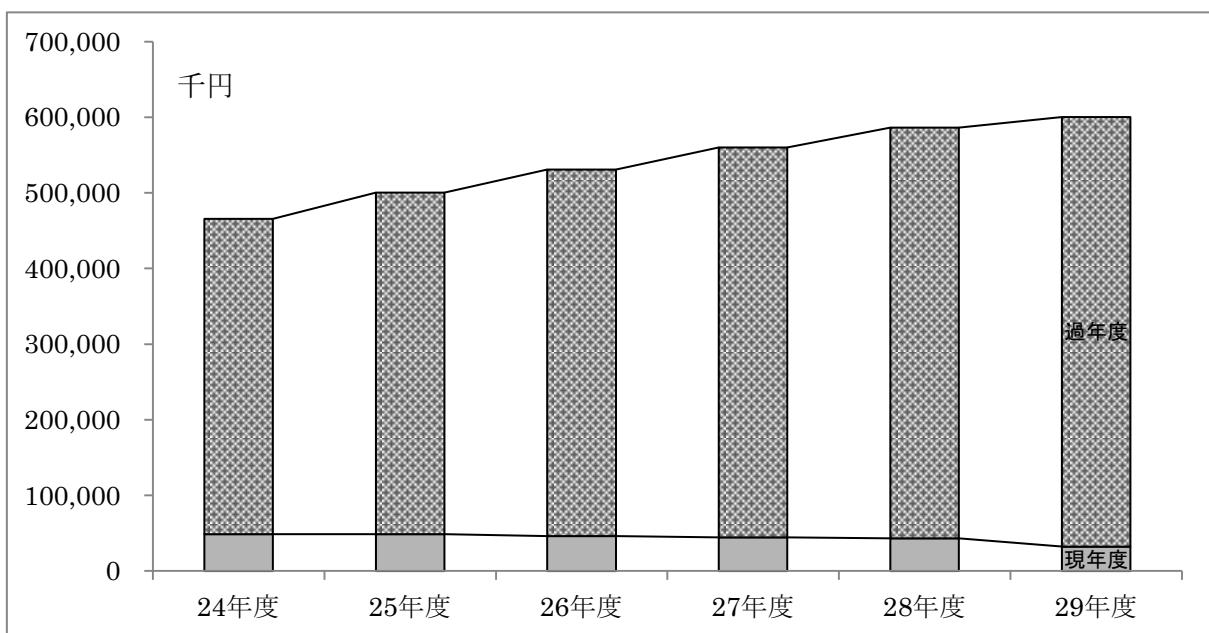
(5) 未収金の状況

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	48,662	48,674	46,372	44,581	43,065	32,429
過年度	417,132	451,675	484,516	515,604	543,490	568,159
計	465,794	500,350	530,889	560,186	586,556	600,588

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一一致しない場合がある。



(6) 主な問題点と改善・要望事項

①時効管理の徹底

既に時効の完成している債権が、182件（人）、11,563千円認められる。時効の援用があれば債権は消滅することになり、適切に時効の中止措置をとるべきである。

時効を中断させるには、民法147条の規定により①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の3つがあるが、適切になされなかつたために時効が完成したものである。

また、時効完成債権についても引き続き交渉を継続することであるが、債務者の知識が十分でなく、時効の援用のなされない状況において、一部の回収をもって債務の承認とみなすことはできない旨の判決があるので、慎重な対応が望まれる。

なお、債務者本人から口頭による時効の援用があり、不納欠損処理を行つていた事例があったが、時効の援用は可能な限り書面で徴すべきである。

民法（抜粋）

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- (1) 請求
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分
- (3) 承認

平成24年10月15日 宇都宮簡裁判決

時効完成後の原告（債権者）の行動は、被告（債務者）が時効制度等に無知であること、一括払いの請求に対して多くの多重債務者が分割払いの申出をするとともに僅かな金銭を支払うことによりその場をしごうとする心理状態にあることを利用し、被告がこのような申出をした場合には、一括払いの請求を維持しつつも弁済方法について再考を促して分割返済に応じてもらえるかもしれないとの期待を与えて申出に係る僅かな金銭を受領することにより一部弁済の実績を残すこと、その後被告に分割弁済の申出をさせることにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことを意図したものであると認められる。

②延滞金の調定及び免除

愛媛県地域改善対策奨学金貸与条例では、正当な理由がなく返還しなかつたときには、年7.25%の延滞金を支払わなければならぬことになっているが、延滞金が発生しているにもかかわらず、調定を行わずかつ延滞金を一切徴していない。約定どおり償還している者との公平性を担保する意味からも調定のうえ適切に徴収されたい。

愛媛県地域改善対策奨学金貸与条例（抜粋）

第 12 条 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 7.25 パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

地方自治法（抜粋）

（歳入の方法）

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

愛媛県会計規則（抜粋）

第 10 条 歳入徴収者は、歳入の徴収をしようとするときは、納入の通知前に調定をしなければならない。

③徴収ノウハウのマニュアル化

現在は、慣例として履行期限経過後 2 ヶ月を目途に督促状を発送しているが、その後の対応は個別交渉による納入指導を中心である。本債権は個人情報等の秘匿など留意を要する事項が数多くあり、関係者間ではノウハウが蓄積されていると考える。県においては、23 年 4 月に債権管理マニュアルを作成しており、どのような債権においてもこれを基本に実施すべきことになっているが、本債権の特殊性を考えると関係機関の意見を取り入れながら、実践的なマニュアルを作成すべきと考える。債権担当者が交代した際に、どのようにすべきか戸惑うことのないように、関係者間で共有できるマニュアル等の整備が望まれる。



【病院未収金（医業・医業外）】

（1）主務課

公営企業管理局 県立病院課

（2）債権の内容

県立病院での診療代金のうち自己（窓口）負担分及び衣服貸出料等の医療以外の未収金に係る債権。

（3）債権区分

私債権（消滅時効3年）

（4）根拠法令

愛媛県公営企業の設置等に関する条例第6条

愛媛県立病院料金規程

（5）未収金の状況

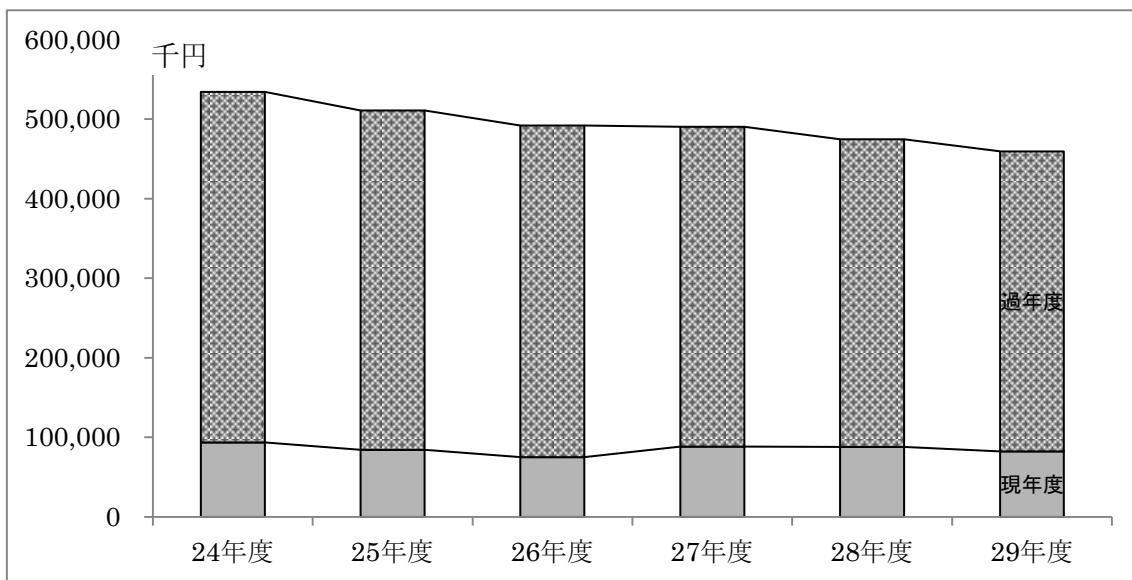
（単位：千円）

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	中央	59,454	54,290	49,984	62,443	58,281	57,314
	今治	17,637	15,007	15,066	12,433	15,264	15,930
	南宇和	4,593	2,701	2,445	6,926	1,249	1,895
	新居浜	12,061	12,212	7,707	6,604	13,281	7,161
	本局	—	—	0	0	0	0
	計	93,745	84,210	75,202	88,406	88,075	82,300
過年度	中央	300,210	300,868	289,233	279,015	275,610	269,827
	今治	54,196	44,772	36,673	35,600	32,645	31,703
	南宇和	36,575	32,416	24,751	22,744	18,053	15,782
	新居浜	49,385	48,777	43,728	43,447	44,637	45,043
	本局	—	—	22,459	21,057	15,656	14,964
	計	440,366	426,833	416,844	401,863	386,601	377,319
合計		534,111	511,043	492,046	490,269	474,676	459,619

注1) 千円未満切り捨てにより、合計の一一致しない場合がある。

注2) 医業外未収金を含む





(6) 主な問題点と改善・要望事項

①時効管理の徹底

既に消滅時効の完成している債権が 1,757 件（人）、293,786 千円ある。時効完成の債権は、時効の援用があれば債権は消滅するとともに、現実的には強制執行もできないことから、積極的な回収は困難となる。そうならないよう時に時効の中止措置を適切に実施するなど時効管理の徹底を図る必要がある。

なお、時効を中断させるには、民法 147 条の規定により①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の 3 つがあり、いずれかを適切に実施する必要がある。

また、時効完成債権も弁護士法人へ委託しているが、相手方の時効制度についての知識が十分でないことに乘じて請求しているかのように受け取られる懸念があるので、慎重な対応が望まれる。

参考までに、国の有する債権については、債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）にて、時効期間の経過した私債権においては、時効の完成後は、たとえ国が履行の請求をしても、当然時効を援用しその履行に応じないものと考えられることから、これを消滅したものとみなす取扱いとなっている。

民法（抜粋）

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- (1) 請求
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分
- (3) 承認

債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）（抜粋）

第30条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込があること。

②外部委託後のフォローアップ

弁護士法人への徴収委託は適正に行われているが、回収不能と報告のあつた債権について、病院事業未収債権取扱要領に示されている、住所地訪問等による支払能力の調査が十分になされていない。愛媛県債権管理マニュアルでは、任意の調査協力を求める根拠として、地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条の2において、強制執行等の手続を取らなければならないこと（そのためには財産調査が必要なこと）、また、同法242条の2第1項第3号において、手続きを怠った場合に職務不履行の違法確認を求める住民訴訟の対象となることを説明し理解を得るとある。

なお、総務省通知により生活困窮者に対しては、本人の同意を前提に関係部門と連携のうえ、税務情報を活用することにより生活困窮者対策を講じることが有効であるとされており、税務情報の活用を検討すべきである。（別添資料参照）

支払能力の調査については、具体的な実施方法について、本局がマニュアル等を作成すべきと考える。

愛媛県病院事業未収金取扱要領（抜粋）

(回収不能債権の区分管理)

第15 病院長は、弁護士法人へ回収を委託した未収金のうち、弁護士法人から回収不能である旨の報告があったものについて、次の各号の区分に整理して管理しなければならない。

- (1) 未収金額が法的措置等に要する金額を超え、かつ、納入者に支払能力があるもの
(2) 未収金額が法的措置等に要する金額を超えるが、納入者に支払能力がないもの
(3) 未収金額が法的措置等に要する金額を超えないもの

2 病院長は、前項の区分（1）及び（2）のいずれに該当するか判断するため、住所地訪問等により納入者の支払能力を調査するものとする。

地方自治法（抜粋）

第 240 条

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（1）担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

（2）債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものも含む。）については、強制執行の手続きをとること。

（3）前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

地方自治法（抜粋）

(住民訴訟)

第 242 条の 2 普通地方公共団体の住民は、前条第 1 項の規定による請求をした場合において、同条第 4 項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第 9 項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第 4 項の規定による監査若しくは勧告を同条第 5 項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第 9 項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第 1 項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。

（3）当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

③連帯保証人への請求

支払義務者に請求（督促・催告等）するもなお未納の場合は、連帯保証人へ請求しなければならないが、これがなされていないものがあった。

なお、連帯保証人への請求については、長期間これを怠った場合は権利の濫用として、請求が棄却された判決があるので留意を要する。

地方自治法施行令（抜粋）

（強制執行等）

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（1）担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

平成 20 年 2 月 21 日 広島地裁福山支所判決 <連帯保証人に対する請求棄却の例>

これを本件についてみると、連帯保証人である被告に対する原告の催告状況は上記認定のとおりであって、賃借人である訴外 A が、平成 6 年夏頃から、納付誓約書に記載された約束どおりの納付を滞るようになり、その後、新たな滞納分も加わって、平成 11 年 8 月 25 日現在の滞納額は 53 万 7700 円、平成 12 年 8 月 14 日現在の滞納額は 59 万 4100 円、平成 13 年 9 月 3 日現在の滞納額は 99 万 800 円、平成 14 年 8 月 7 日現在の滞納額は 129 万 3000 円、平成 15 年 8 月 20 日現在の滞納額は 172 万 3400 円、平成 16 年 12 月 20 日現在の滞納額は、226 万 7000 円、平成 17 年 11 月 17 日現在の滞納額は 265 万 3400 円と增加したにもかかわらず、被告に対しては、「福山市営住宅使用料（家賃）滞納整理要綱（甲 16）に反して、平成 5 年 12 月 20 日に催告書を送付したのを最後に、平成 18 年 10 月 11 日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外 A の賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないというべきものである。

④期中債権管理

各病院では、未収金整理簿に督促状の発送や本人との交渉記録を記入しているが、数年にわたり交渉が途切れたり、破産開始の決定通知があったもののその後の免責決定の有無など、フォローアップが十分でない事例が見受けられた。債権管理は初期の対応が回収に大きく影響するので、継続的に債務者の状況を把握し、適宜迅速な行動を取る必要がある。



総 行 政 第 29 号
総 税 市 第 11 号
平成23年3月3日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

については、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。
- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当 市町村税課)
水野住民税企画専門官	
黒川住民税第一係長	
TEL 03-5253-5669	

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消
- ・
- ・
- ・

【放置違反金・延滞金】

(1) 主務課

警察本部 交通指導課

(2) 債権の内容

放置駐車違反に対する行政制裁金の一つで、車両の使用者に対して納付命令がなされるもの及びその延滞債権。

放置違反金

運転者が特定でき、違反行為が立証できる場合は反則金の切符告知を行うが、運転者の責任追及ができない場合に車両の使用者に責任を負わせることができるように平成18年度に創設された制度。

(3) 債権区分

公債権（強制徴収・消滅時効5年）

(4) 根拠法令

道路交通法

愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則

(5) 未収金の状況

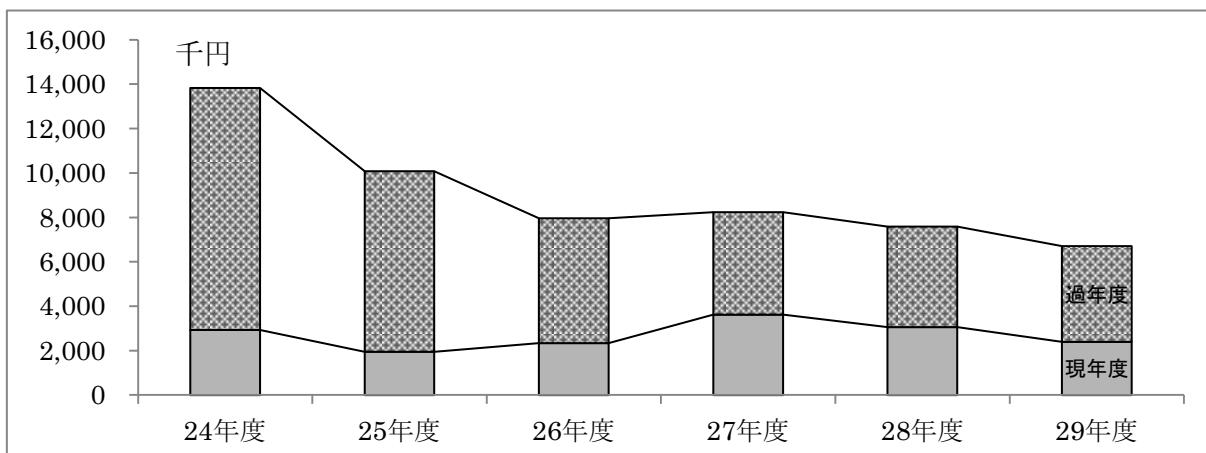
①放置違反金

（単位：千円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	2,937	1,951	2,336	3,627	3,066	2,396
過年度	10,898	8,129	5,630	4,617	4,531	4,316
計	13,835	10,080	7,966	8,244	7,597	6,712

注1) 各年度決算値

注2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



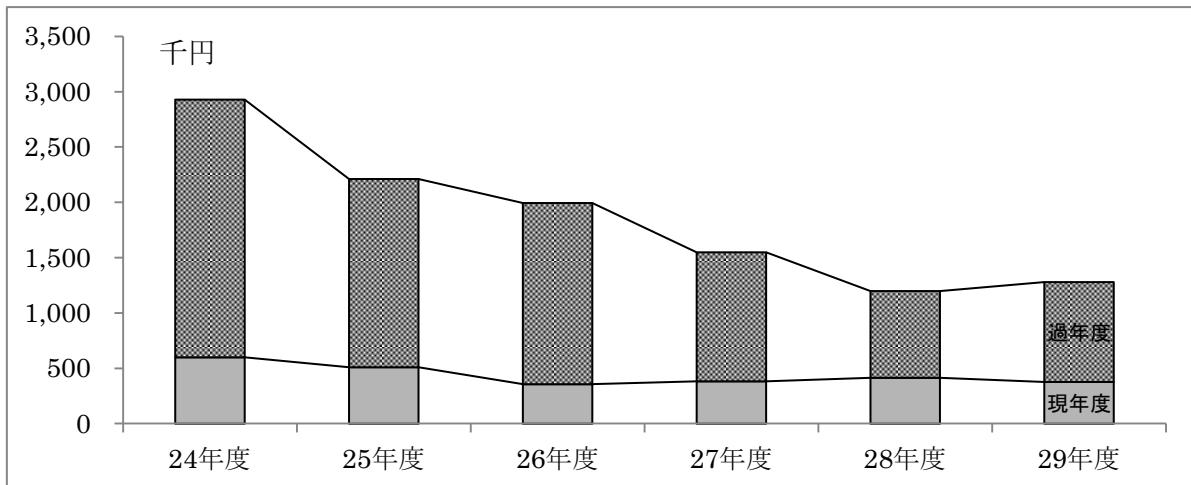
②延滞金

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度	600	510	358	384	415	377
過年度	2,330	1,702	1,633	1,164	784	902
計	2,931	2,212	1,991	1,548	1,199	1,279

注 1) 各年度決算値

注 2) 千円未満切り捨てにより、合計の一致しない場合がある。



(6) 改善・要望事項

毎年度、預金債権を中心に強制徴収を実施しているが、より一層回収を強化するには、預金債権以外の財産調査を実施することで強制徴収の幅を広げることが可能となる。例えば、郵便貯金や市町への所得調査で把握できる給与債権等が考えられる。

なお、支払能力に係る情報については、税務当局が保有している税務情報を共有することも可能である。

過去3ヶ年の強制徴収実績

区分	27年度	28年度	29年度
件数	83	55	73
金額(円)	619,400	418,800	638,174

第5 監査意見

税外未収債権については、毎年度実施している定期監査において、その縮減に向けた取り組みを促しているが、今回の行政監査においては、納付金の未収による債権の発生から不納欠損処理による債権の消滅まで、23年4月に策定した「愛媛県債権管理マニュアル」に沿った対応ができるかどうかを主眼に監査を実施した。

その結果、改善を要する事項が認められたので、その改善について努力されたい。

1 意識改革の徹底

平成29年度末の時効完成債権が、約4億4000万円存在し、また、その多くで時効の完成に至った要因分析が適切になされていないなど、債権管理に対する意識が十分であるとは言えない。

最高裁の判決では、自治体は「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」（最判平成16年4月23日）と判示しており、地方自治法等の法令に基づいた適切な債権管理が望まれる。

浦和地方裁判所 平成12年4月24日判決

〈市民税の徴収を怠り時効消滅させた場合の市長個人の責任〉

被告は、本件補助職員から市民税の滞納状況に関する事情についての報告や説明を求め、その原因を分析し、これに対する解決策を検討し、必要な人員を確保するとともに、職員が市民税の徴収を怠ることがないよう指導監督すべき義務を負って
いたというべきである。しかるに、被告は、前示のとおり、市民税の徴収事務については、これを個々の職員に任せており、滞納者の個別的な状況等について、右職員から全く報告を受けていなかったというのであり、被告が徴収事務担当の職員から市民税の滞納状況等について特別に事情説明を求めたり、滞納者に関する情報について報告を受けたり、右情報が被告に伝達されるような態勢を確立するなどして、市民税の徴収を怠らないように本件補助職員に対して適正な指導監督を行っていたと認めることはできないから、被告が本件補助職員による本件各市民税の徴収の懈怠を阻止し得なかつたことには、重大な過失があったと認めるのが相当である。



2 債権管理簿の整備

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則に定められているとおり、債権管理簿は、債権整理を行うに当たっての基本台帳であり、債権管理に必要な事項を一元的に管理する極めて重要な帳簿である。

そのため、債権の状態が一目でわかるように整備し、組織で共有されなければならないが、これが不十分であるものがあったので改善する必要がある。

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（抜粋）

（債権整理簿）

第36条 債権管理者は、知事の定めるものを除くほか、債権整理簿（様式第7号）を備え、その管理する債権の整理について、必要な事項を記載しなければならない。

（債権管理簿）

第37条 債権管理簿は、その管理する債権で履行期限を経過した債権（翌年度の5月31日までに消滅したものを除く。）について、債権管理簿（様式第8号）を調製しなければならない。



3 時効管理の徹底

消滅時効の完成している債権が約4億4000万円認められたが、これは全体の22%を占めている。

時効の完成している債権については、債務者から時効の援用があれば債権が消滅し不納欠損処理をせざるを得ず、また、現実的には法的措置ができないため積極的に回収することは困難となるので、時効の管理を徹底する必要がある。

なお、債務者の知識が十分でなく、時効の援用がなされない状況において、一部の回収をもって債務の承認とみなすことはできない旨の判決があるので、このことからも時効管理を徹底しておくことが重要である。

平成24年10月15日 宇都宮簡裁判決

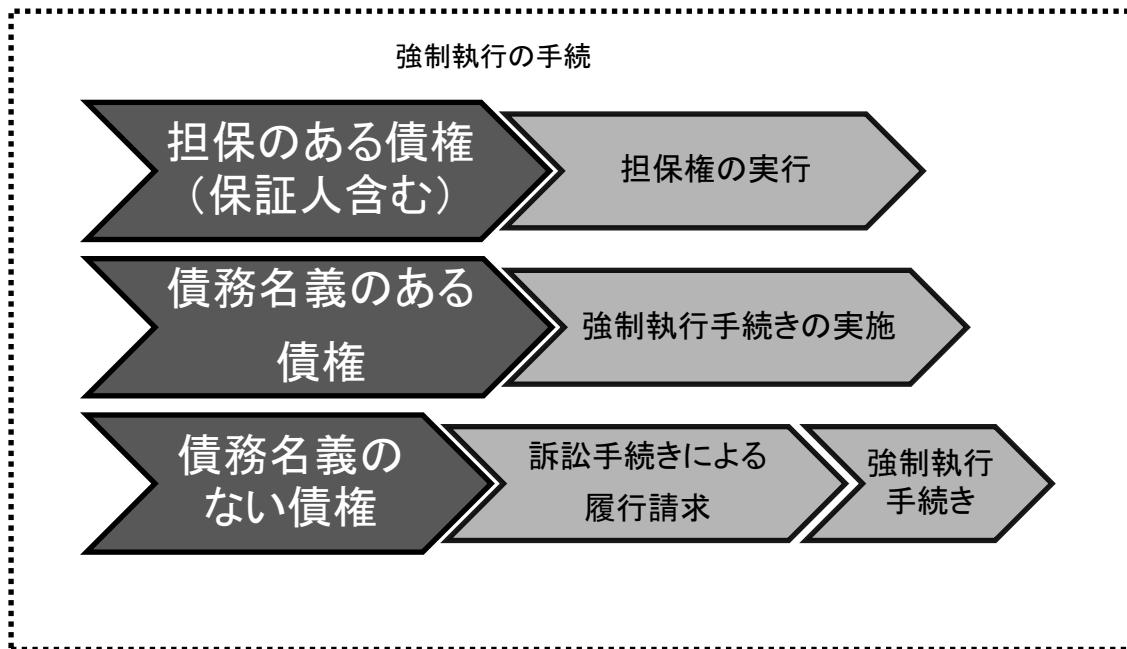
時効完成後の原告（債権者）の行動は、被告（債務者）が時効制度等に無知であること、一括払いの請求に対して多くの多重債務者が分割払いの申し出をするとともに僅かな金銭を支払うことによりその場をしのごうとする心理状態にあることを利用し、被告がこのような申し出をした場合には、一括払いの請求を維持しつつも弁済方法について再考を促して分割返済に応じてもらえるかもしれないとの期待を与えて申し出に係る僅かな金銭を受領することにより一部弁済の実績を残すこと、その後被告に分割弁済の申し出をさせることにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことを意図したものであると認められる。



4 法的措置の実施

地方自治法施行令第171条の2の規定により、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、担保権（保証人を含む）の実行や強制執行を実施しなければならないとあり、相当の期間とは一般的に概ね1年と解釈されている。

債務者等との交渉や催告を継続的に実施していても支払いのない場合は、速やかに財産調査を実施し法的措置に移るべきである。



地方自治法施行令（抜粋）

（強制執行等）

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（1）担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

（2）債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

（3）前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続き（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

平成 20 年 2 月 21 日 広島地裁福山支所判決 <連帯保証人に対する請求棄却の例>

これを本件についてみると、連帯保証人である被告に対する原告の催告状況は上記認定のとおりであって、賃借人である訴外 A が、平成 6 年夏頃から、納付誓約書に記載された約束どおりの納付を滞るようになり、その後、新たな滞納分も加わって、平成 11 年 8 月 25 日現在の滞納額は 53 万 7700 円、平成 12 年 8 月 14 日現在の滞納額は 59 万 4100 円、平成 13 年 9 月 3 日現在の滞納額は 99 万 800 円、平成 14 年 8 月 7 日現在の滞納額は 129 万 3000 円、平成 15 年 8 月 20 日現在の滞納額は 172 万 3400 円、平成 16 年 12 月 20 日現在の滞納額は、226 万 7000 円、平成 17 年 11 月 17 日現在の滞納額は 265 万 3400 円と増加したにもかかわらず、被告に対しては、「福山市営住宅使用料（家賃）滞納整理要綱（甲 16）に反して、平成 5 年 12 月 20 日に催告書を送付したのを最後に、平成 18 年 10 月 11 日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外 A の賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないというべきものである。



5 業務委託の推進

限られた人員の中にあって、数多くの未収債権を効率的に管理するには、専門的な知識を有する債権回収会社（サービスサー）や弁護士法人等に委託することを検討すべきである。

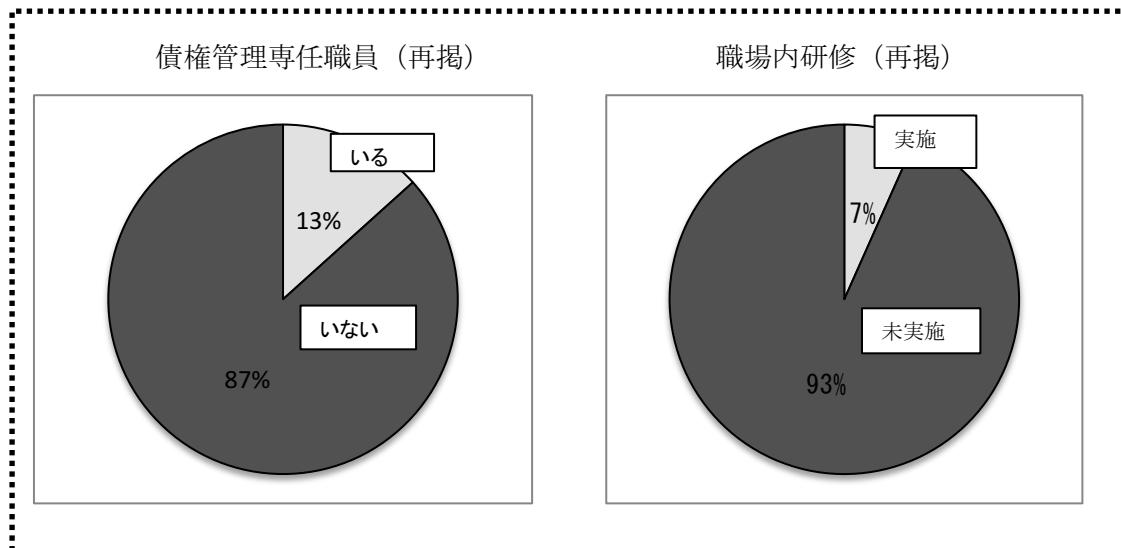
監査結果では、債権管理の専任職員は一部のみで多くが兼任しているが、その人役は 0.1～0.4 人役が約半数を占めており、債権管理体制としては脆弱であると言わざるを得ない。他県においては、福祉目的の回収困難と思われる債権であっても外部委託することで一定の成果を上げている事例があり、本県においても活用を検討すべきである。

母子父子寡婦福祉資金の外部委託状況調査結果

区分	A県		B県		
委託内容	電話文書催促 訪問催促 所在調査		電話文書催促 訪問催促 所在調査		
委託対象債権	各出先機関で対応困難と判断したもの		各出先機関で対応困難と判断したもの		
	債権額 (千円)	回収率 (%)	債権額 (千円)	回収率 (%)	
委託効果	委託前年度	306,254	8.0	88,406	16.6
	委託年度	17,148	19.8	38,114	18.0
	委託1年後	12,736	4.5	38,738	16.1
	委託2年後	12,282	8.9		
	委託3年後	16,555	7.4		
	委託4年後	18,945	10.2		
メリット等		これまで全く償還に応じない者が、定期的な償還に応じ完納できた。 <u>業務量が多い中、悪質な滞納者への対応を委託することで、他の業務に集中でき、業務の効率化が図れた。</u>	マンパワー不足の解消、回収の効率化が図られた。 県外移転した債務者の対応が可能となつた。 専門的なノウハウがあり、債務者からの質疑に即時に回答でき、回収効果に繋がっている。		
報酬制度	成功報酬 29%		成功報酬 19.9%		

6 債権管理体制の強化

通常の人事異動サイクルにあって、担当職員が債権管理に係る複雑かつ専門的な知識を効率的に習得するには、毎年度実施している総務部主催の債権管理研修会への参加に加え、徴収ノウハウを有する徴税部門との連携や実践的なマニュアルを作成するなど、組織全体でノウハウの蓄積に努め、債権管理体制の強化を図る必要がある。



7 債権管理条例制定の検討

税外未収金のうち、私債権については時効期間が経過しても原則として時効の援用がない限り不納欠損処理ができない。また、援用がない場合は、県の示した要件（債権放棄の検討に当たっての考え方＜平成27年11月10日総務部長通知＞）に合致する場合に限り債権放棄ができることになっており、主債務者及び連帯保証人、更には相続人まで追跡して支払催告や財産調査等を実施していなければ、債権放棄ができないことになっている。

もちろん、県民の貴重な財産を安易に放棄することは許されないが、現在大量に残っている回収可能性のない債権を今後とも管理し続けることは、貴重な人的・財的資源を損失することにも繋がりかねない。

このようなことから、他県においては債権管理条例を制定し長期滞納債権の整理が促進されている。また、債権によっては、人権問題等から権利放棄の議案上程が困難なものがあるが、債権管理条例を制定することで迅速な対応が可能になる。

このように、担当課の自助努力のみでは解決できない課題が存在するのも事実であり、これを解決する手段として債権管理条例の制定や地方自治法第180条第1項の専決処分の整備など、債権管理を効率的に実施できる環境整備に取り組む必要がある。

なお、債権管理条例を制定している先進県に調査したところ、不納欠損処理が増加していることから、滞納整理が進んでいることが分かるが、特に、条例化のメリットとして地域改善関係の債権について、円滑な不納欠損処理が可能になったことを挙げている。

参考までに、国の有する債権については、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）にて、時効期間の経過した私債権においては、時効の完成後は、たとえ国が履行の請求をしても、当然時効を援用しその履行に応じないものと考えられることから、これを消滅したものとみなす取扱いとなっている。



【債権放棄の検討に当たっての考え方—全庁共通認識事項—】

(平成 27 年 11 月 10 日総第 491 号総務部長通知)

債権は回収が原則であるが、相当程度の回収努力を行った上で、実質的に回収不能な私債権について、次の要件を満たす場合は放棄を検討する。

原則として消滅時効期間が経過し、かつ、以下のいずれかに該当するもの

- 1 債務者が行方不明、会社倒産等により実体が存在せずに登記上のみ存続している法人など、その他特段の事情により、事実上、時効の援用の確認ができないもの
- 2 破産法、会社更生法その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたもの
- 3 債務者である法人の清算が結了したもの

注) ただし、当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について債権放棄の要件に該当する事由がない場合を除く

- 4 債権金額が回収に要する費用に満たないと認められるもの

注 1) 「回収に要する費用」とは、現地調査に要する費用（旅費等）、訴訟費用（印紙代、切手代）及び弁護士費用等、県の負担すべき費用をいう。

注 2) 差し押さえることができる財産の価額が、強制執行の費用、優先弁済債権等の額に満たないと認められる場合を含む。

- 5 その他回収が著しく困難又は不適当であると認められるもの。

●検討に当たっての留意点

- ・放棄に至る経緯や放棄理由を厳に審査した上で慎重に判断すること。

※定期的に、督促、催告、交渉、調査（所在調査、財産調査など）を行うなど、その記録により適切な債権管理の状況が認められるものであること。

- ・当該債務について弁済の責に任すべき者（債務者、保証人及び相続人等）の直近の状況を確認すること。

※債務者等に任意弁済の意思がある場合、保証人等から納付を受ける可能性がある場合等は直ちに放棄できない。

- ・消滅時効期間が経過していないものについては、2 又は 3 を含め当該債務について弁済の責に任すべき者が全く存在しないなど、特段の事情により将来にわたって弁済の見込みがなく、やむを得ないと認められる場合に放棄を検討すること。

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

債権管理条例制定県の状況

区分	A県	B県	C県
条例施行年月日	29年4月1日	27年4月1日	26年4月1日
不納欠損額			
施行前年度	7,904千円	12,249千円	30,918千円
施行年度	43,383千円	7,006千円	53,721千円
〃1年後	—	399,235千円	76,982千円
効果等	<p><u>地域改善対策関係の債権について、長期間にわたり収入未済のまま不納欠損処理がなされていなかったものが、条例制定により放棄できることになった。</u>また、放棄後の議会報告に際しても個人情報の記載を省略できる扱いとなつた。</p>	<p>主債務者の所在不明等により、時効の援用が取れないものについて、債権放棄することができるようになった。</p>	<p>債権管理が適正にできているかどうかについて、視点が明確になった。</p>

愛媛県個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (2) 個人情報の本人の同意があるとき。
- (3) ~ (7) 略

第9条 実施機関は、個人情報事務取扱の目的外の目的のために、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 個人情報の本人同意があるとき、又は個人情報の本人に提供するとき。
- (3) ~ (6) 略

地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定一覧表（愛媛県）

- 一 県費10万円未満の歳入歳出追加予算にして緊急を要するもの
- 二 地方自治法第243条の2第1項に規定する職員の賠償責任免除に関すること。
 - (一) 5万円未満の現金を亡失した場合
 - (二) 價格5万円未満の物品を亡失又はき損した場合
- 三 2月定例県議会閉会後次の議会開会までの間における次の事項
 - (一) 法令に基づく義務的負担及び県費負担の伴わない歳入歳出予算の追加もしくは更生
 - (二) 国庫支出金その他特定収入及びこれに伴う義務的負担による歳入歳出予算の追加もしくは更生
 - (三) 年度繰越事業に伴う歳入歳出予算の追加
 - (四) 歳入歳出予算において、赤字を生じた場合における繰上充用に関する予算
 - (五) 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和28年法律第101号）に基づく地方債の証券の納付にかかる地方自治法第226条の規定による議会の議決事項
 - (六) 前各号に関連する事項
- 四 法律上その義務に属する30万円以下の損害賠償の額を定めること。ただし、自動車交通事故による損害賠償にあっては、300万円以下の額を定めること。
- 五 県営住宅に係る家賃の請求及び県営住宅の明渡し請求等に伴う訴えの提起、和解及び調定に関すること。

債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）（抜粋）

第30条 歳入徵収官は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みであること。



おわりに

自治体の債権は、民間では対応できない低所得者を対象とするものも多く、強制執行等によって回収することが困難な場合もある。

しかしながら、債務を果たしている者との公平性の観点からも、債権の管理は自治法等の法令に基づいて行われることが基本である。

債権には公債権、私債権がありそれに管理手法も異なることから、債権管理担当者は知識の習得に努めるとともに、組織全体で管理状況を共有し、効率的な回収が図られるよう管理方法を改善するなど、一層の適正な債権管理に取り組まれることを期待する。

